

予算特別委員会資料

平成31年度予算説明書

み な と 総 局

目 次

	頁
I 平成 31 年度みなと総局予算概要	1
II 平成 31 年度神戸市港湾事業会計予算	7
予算第 15 号議案	
III 平成 31 年度神戸市一般会計予算（みなと総局所管分）	33
予算第 1 号議案	
IV 平成 31 年度神戸市新都市整備事業会計予算	37
予算第 16 号議案	
V 関 連 議 案	53
1. 第 29 号議案 ポートアイランド市民広場条例の一部を改正する条例の件	
2. 第 30 号議案 神戸市港湾施設条例等の一部を改正する条例の件	
VI 報 告 事 項	95

〈参 考〉

みなと総局事業箇所図

I 平成 31 年度みなと総局予算概要

I 平成 31 年度みなと総局予算概要

総括事項

みなと総局では、「健康・安全を守る」「街と地域を創る」「神戸経済を伸ばす」「陸・海・空の拠点を創る」の実現に向けて、

- 港湾事業については、国際コンテナ戦略港湾の推進、客船誘致の強化、ウォーターフロント地区の魅力向上、須磨海岸の健全化・品質向上・活性化や港湾エリアの公共施設の管理・運営・利用促進、神戸空港の運営などの事業に取り組む。
- 一般会計（みなと総局所管分）については、高潮・津波対策事業や海岸保全施設の管理などの事業に取り組む。
- 新都市整備事業については、計画的開発団地のリノベーション、産業用地・住宅用地の供給、企業誘致の促進、産業団地従業員の市内への移住促進などを、新たにまちづくりを担当する「都市局」において一元的に実施し、これまで以上にスピード感をもって取り組む。

昨年の台風 20・21 号通過に伴い甚大な被害を受けた神戸港では、大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会(神戸港部会)が設置され、神戸港における高潮による被害の検証と今後の対応方策の検討が進められており、委員会での検討を踏まえながら高潮対策等を実施し、災害に強い都市づくりの実現に向けて取り組む。

主要施策の概要

1. 港湾事業会計

(1) 国際コンテナ戦略港湾の推進

平成 30 年の神戸港のコンテナ貨物取扱量は、平成 29 年を上回り過去最高を達成した。平成 31 年度は、これまで継続してきた集貨事業の効果を維持、定着させるとともに、航路誘致は多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、港勢拡大（300 万 TEU）を目指す。

① 神戸港への集貨

1, 060, 000 千円

国の集貨支援制度を活用し、従来から注力してきた北米・欧州に加え、基幹航路に準じる中南米・アフリカ・豪州航路の誘致や経済成長著しい東南アジアをはじめとするトランシップ貨物誘致を進めるとともに、引き続き、瀬戸内・九州方面からの貨物集貨、神戸港の物流改善のためのトライアル事業、在来貨物の集貨などに取り組む。

- (31 年度事業)：
- ・阪神港貨物集貨事業
 - ・神戸港コンテナ貨物集貨促進事業
 - ・新規航路開設等支援事業
 - ・在来貨物集貨促進事業
 - ・トライアル実証事業 など

② 高規格コンテナターミナル等の港湾施設整備 8,979,668千円

増加するコンテナ貨物取扱量に対応した、国際競争力のある高規格コンテナターミナルの整備、広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部）の整備促進、ハーバーハイウェイ（港湾幹線道路）のETC整備検討を行い、神戸港の機能強化、更なる国際競争力の強化に取り組む。

- (31年度事業)：
- ・港湾直轄事業費負担金
(高規格コンテナターミナルの整備推進、
広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部）の整備促進)
 - ・阪神国際港湾株式会社資金貸付事業
(ガントリークレーンの延命化等)
 - ・ハーバーハイウェイ（港湾幹線道路）のETC整備検討 など

(2) 災害に強いみなとづくり 3,803,500千円

平成30年台風第20号及び第21号により被災した港湾施設について、災害復旧工事等の防災対策を進めるとともに、神戸港の物流機能の維持を目的に、臨港地区内の民間事業者が自ら施工する災害防止対策に対する支援を平成30年度に引き続き実施する。

- (31年度事業)：
- ・廃棄物埋立護岸災害復旧
 - ・神戸港高潮災害防止対策支援事業 など

(3) 客船誘致の強化 1,594,051千円

平成31年は、入港隻数が過去最高となった昨年と同様に、多数の客船の入港が予定されている。

近年、客船をとりまく環境は目まぐるしく変化しており、船会社や乗船客の港に対するニーズも多様化し、きめ細かな対応が求められている。大型客船や入港隻数の増加に対するヤード機能拡充などの受け入れ体制強化、客船入港時のおもてなしや寄港地観光の充実、瀬戸内クルーズ振興、海外港湾との連携事業など、超大型客船からラグジュアリークラスの客船まで幅広い層の客船誘致を目指す。

- (31年度事業)：
- ・客船受入環境の充実
 - ・おもてなし力の強化と寄港地観光の充実
 - ・フライ&クルーズの促進による神戸誘客事業
 - ・海外港湾と連携したクルーズ振興事業
 - ・瀬戸内クルーズ振興に向けた市民クルーズの実施
 - ・内航フェリーによる瀬戸内の魅力PR など

(4) ウォーターフロント地区の魅力向上 **1, 124, 200千円**

神戸港将来構想に掲げる「世界から人を惹きつける神戸のウォーターフロントの形成」の具現化に向け、中突堤周辺地区では、神戸ポートタワーのリニューアルと中突堤中央ビル（南館）再整備等を実施する事業者公募に向けて取り組む。

また、新港突堤西地区では、第2突堤及び周辺の再開発の事業化を図り、切れ目なく再開発を進める。

- (31年度事業):
- ・神戸ポートタワーのリニューアルと中突堤中央ビル（南館）再整備等の事業化の取組み
 - ・新港第2突堤及び周辺での再開発の事業化の取組み など

(5) 須磨海岸の健全化・品質向上・活性化 **1, 364, 680千円**

須磨海水浴場の健全化対策として、利便施設や遠浅化、遊歩道の整備により品質向上を行うとともに、須磨海岸のイメージアップを図るため、ビーチの国際環境認証「ブルーフラッグ」の取得を目指し、四季を通じて多くの人を訪れる賑わいのある美しい海岸づくりに取り組む。

- (31年度事業):
- ・須磨海水浴場の健全化対策
(警備体制拡充, 「ファミリーエリア」の充実 など)
 - ・須磨海岸の品質向上
(東エリアの遠浅化, バリアフリー対応利便施設, 遊歩道・広場の再整備の整備 など)
 - ・四季を通じた海岸全体の賑わいづくり
(ビーチイベントの振興 など)

(6) 港湾労働者などの福祉の増進 **148, 781千円**

港湾労働者などの福祉の増進を図るため、港湾厚生施設の補修などの事業に取り組む。

- (31年度事業):
- ・港湾労働者教育訓練事業助成
 - ・港湾厚生施設等の改修
 - ・神戸港福利厚生施設「神戸ポートオアシス」管理運営 など

(7) 市民に親しまれるみなとづくり **90, 483千円**

海・船・港に関連する様々なイベントを開催し、市民がみなとに親しむ機会を提供する。また、海事分野の人材育成のため、青少年が海や船・港に親しむ機会づくりや、学校教育と連携した海事教育を推進する。

- (31年度事業):
- ・みなとこうべ海上花火大会
 - ・神戸・みなと体験
 - ・練習帆船体験航海事業 など

(8) 神戸空港の運営

2, 592, 441千円

神戸空港については、平成30年4月から関西国際空港及び大阪国際空港を運営する関西エアポート株式会社が設立した関西エアポート神戸株式会社による運営が開始され、3空港の一体運営が実現した。

関西エアポート株式会社及び関西エアポート神戸株式会社との連携を図りながら、関西全体の航空輸送需要の拡大、神戸経済の活性化、更には関西経済の発展に取り組む。

また、課題である、①運用時間の延長及び発着枠の拡大、②国際チャーター便の制限の緩和、③国際ビジネスジェット・チャーター便の利用促進のためのC I Q体制の充実について、今後も継続して国と協議を行う。

2. 一般会計（みなと総局所管分）

(1) 高潮・津波対策

4, 807, 400千円

近い将来、発生が想定される南海トラフ巨大地震に伴う津波及び大型化する台風に伴う高潮に対し、市民の安全・安心を確保するとともに、災害に強い都市づくりのため、ハード、ソフト合わせた総合的な高潮・津波対策に取り組む。

① 高潮・津波対策事業

南海トラフ巨大地震に伴う津波対策として、避難を中心としたソフト対策に加え、減災を目標としたハード対策（防潮胸壁等を「ねばり強い構造へ補強」）を実施し、市民の安全・安心を確保する。

現在実施している既成市街地の人家部及び都心部における事業を早期に完了させるとともに、引き続き、平成31年度から臨海部における事業に着手するほか、東部工区のポンプ場の機能強化に取り組む。

② 陸閘等の遠隔操作化事業

発災後、短時間で到達する津波に対し、水門及び陸閘を迅速・確実に閉鎖するとともに、閉鎖従事者の更なる安全確保を目的に、継続的に実施している陸閘等の閉鎖訓練に加え、防災機能の強化を目指し、平成30年度に引き続き交流人口の多い三宮都心部をモデル地区として、陸閘の遠隔操作化事業に取り組む。

(2) 海岸保全施設の老朽化対策

274, 860千円

津波や高潮発生時における市民の安全を確保するため、老朽化した海岸保全施設の補修を実施し、施設の機能維持及び延命化に取り組む。

3. 新都市整備事業会計

(1) 計画的開発団地のリノベーション

954,222千円

西神中央エリアでは西区新庁舎整備を契機として、駅周辺一帯のリノベーションに取り組んでいる。平成31年度は、文化・芸術ホール等の複合事業に着手するとともに、周辺の歩行者動線や中央広場（プレンティ広場）の利活用について検討を行う。また、子育て環境の充実を目指し、乳幼児の一時的な預かり施設を整備するなど、引き続きニュータウン居住者をはじめ、広域の方々の豊かな暮らしを支える地区センターとして魅力を高める。

近隣センターについては、西神中央のかりばプラザのリニューアル事業を進め、まちなぎわい創出を図る。他の近隣センターにおいてもリニューアルの検討を行う。すでに事業着手している名谷南センターについては、新会館棟、新店舗棟の供用が開始されており、引き続き民間事業者による新たな住宅供給など着実にリニューアル事業に取り組む。

鶴甲・渦森については、引き続き地域コミュニティの活性化に向けた、会館の再整備等を行う。

(31年度事業)： ・美賀多台1丁目に文化・芸術ホール、新西図書館等を整備

＜文化・芸術ホール＞-----
◇クラシックやジャズなどの幅広いジャンルの音楽鑑賞や観劇に対応
(客席500席程度)。
◇市民等による実演や、市民が文化・芸術に触れる機会の提供。
◇民間事業者による、運営を踏まえた施設整備を実施。

- ・西神中央駅周辺施設への歩行者動線の検討
- ・西区新庁舎の整備にあわせた商業ゾーンや中央広場のリニューアル検討、乳幼児一時預かり施設の整備
- ・近隣センターのリニューアル
(名谷南センター、かりばプラザなど)
- ・鶴甲会館の整備
- ・渦森会館の再整備にあわせた生活交通導入支援
- ・渦森会館の地元管理 など

(2) 産業用地、住宅用地の整備・供給

5,733,000千円

(港湾事業会計所管分含む)

企業誘致に伴う基盤整備を進めるため、臨海部のポートアイランド(第2期)地区では、神戸医療産業都市やスーパーコンピュータ「京」など各種プロジェクトを核としたまちづくりを進めるとともに、ポートアイランド沖地区では、神戸の都市基盤としての空港島関連施設用地の造成を行う。内陸部では、神戸西インターチェンジと一体となった神戸複合産業団地を、流通系・工業系・研究開発機能を合わせ持つ産業団地として整備を行う。

住宅団地では、西神住宅団地、西神住宅第2団地などにおいて必要な整備を行う。

- (31年度事業)：
- ・ポートアイランド第2期(基盤整備)
 - ・ポートアイランド沖(基盤整備、建設残土受入)
 - ・神戸複合産業団地(基盤整備)
 - ・西神住宅団地(基盤整備)
 - ・西神住宅第2団地(基盤整備) など

(3) 企業誘致の推進

89,051千円

(港湾事業会計所管分含む)

成長分野や比較的投資が堅調な企業、投資意欲のある企業などの動向を注視しながら、神戸エンタープライズゾーン条例の適用による市税優遇制度や企業拠点移転補助制度などを活用し、積極的に企業誘致を進める。

(4) 産業団地従業員の市内移住促進

37,002千円

産業団地内の企業の従業員世帯を対象に、市外から近隣の住宅団地等への移住を促進する新たな助成制度を新設し、職住近接の産業団地の形成を目指す。

Ⅱ 平成 31 年度神戸市港湾事業会計予算

予算第15号議案

平成31年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸壁	57,000,000トン
物揚場	200,000トン
埠頭用地	
専用	166,000,000平方メートル
一般	67,000,000平方メートル
港湾幹線道路	7,000,000台
入港料対象船舶	156,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上屋	
専用	38,000,000平方メートル
一般	33,000,000平方メートル
荷役機械	900回/30分
船舶給水	220,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾管理事業収益	23,753,000千円
第1項 営業収益	14,886,328千円
第2項 営業外収益	8,344,052千円
第3項 特別利益	522,620千円
第2款 港湾施設運営事業収益	2,694,000千円
第1項 営業収益	2,359,218千円
第2項 営業外収益	288,491千円

第3項	特別利益	46,291千円
第3款	空港事業収益	667,000千円
第1項	営業収益	445,000千円
第2項	営業外収益	222,000千円
	計	27,114,000千円

支 出

第1款	港湾管理事業費	22,270,000千円
第1項	営業費用	19,825,377千円
第2項	営業外費用	2,390,411千円
第3項	特別損失	54,212千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,238,000千円
第1項	営業費用	2,639,626千円
第2項	営業外費用	98,989千円
第3項	特別損失	499,385千円
第3款	空港事業費	568,000千円
第1項	営業費用	415,958千円
第2項	営業外費用	152,042千円
第4款	予備費	50,000千円
第1項	予備費	50,000千円
	計	26,126,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,379,318千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	42,722,682千円
第1項	企業債	13,182,000千円
第2項	他会計繰入金	14,067,924千円
第3項	他会計補助金	3,030,026千円
第4項	国庫支出金	3,737,416千円
第5項	県支出金	526,148千円
第6項	財産収入	2,059,537千円
第7項	組入金	3,936,560千円
第8項	雑収入	2,183,071千円

支 出

第1款	資本的支出	49,102,000千円
第1項	建設改良費	21,884,993千円
第2項	投 資	12,937,124千円
第3項	企業債等償還金	14,229,883千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
港湾幹線道路料金徴収（平成31年度）	平成31～32年度	242,000千円
廃棄物埋立護岸災害復旧（平成31年度）	平成31～32年度	1,800,000千円
新港突堤西地区ヤード整備（平成31年度）	平成31～33年度	1,100,000千円
ポートターミナルほか指定管理（平成30年度）	平成31～34年度	27,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	13,182,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,044,642千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港 湾 用 地	91,000㎡	譲 渡

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	千円 3,802,050	長田港船揚場改良 兵庫地区物揚場整備 等
港湾環境整備	831,500	廃棄物埋立護岸整備 須磨地区緑地整備 等
港湾直轄事業費 負担金	6,106,668	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等
埋立	742,088	ポートアイランド（第2期）道路整備・付帯工事 六甲アイランド南管理 等
其他建設改良	4,451,054	新港突堤西地区ヤード整備 ウォーターフロント再整備 等
土地等購入	2,300,000	港湾用地購入
関連建設改良	651,633	建設改良部門職員の給料，職員手当 等
災害復旧	3,000,000	廃棄物埋立護岸災害復旧
合計	21,884,993	

〔港 湾 事 業 会 計〕
平成31年度神戸市港湾事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

款	項	目	予 定 額 千円	備 考
1 港湾管理事業収益	1 営業収 益	1 岸壁使用料	23,753,000	
		2 物揚場使用料	14,886,328	
		3 埠頭用地使用料	612,416	
		4 運河使用料	28,977	兵庫運河使用料
		5 ドルフイン使用料	9,357	
		6 港湾幹線道路料	1,125	
		7 使入港環境整備料	1,156,471	港湾幹線道路, 摩耶大橋使用料
		8 港湾環境整備料	272,506	
		9 負債貸付料	58,422	
		10 水域占有料	8,281,491	倉庫用地等貸付料
		11 受託工事収益	320,293	
		12 其他営業収益	500	ヨットハーバー, 駐車場使用料等
2 営業外収 益	1 受取利息及配当金 2 他会計補助金 3 国庫補助金 4 委託金 5 長期前受金戻入 6 雑収 益	1 受取利息及配当金	955,887	
		2 他会計補助金	8,344,052	
		3 国庫補助金	9,898	貸付金利子等
		4 委託金	982,592	一般会計補助金
		5 長期前受金戻入	292,003	港湾調査統計事務県委託金
		6 雑収 益	1,789	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
3 特別利 益	1 固定資産売却益 2 その他特別利益	1 固定資産売却益	6,882,244	光熱水費償還金等
		2 その他特別利益	175,526	土地等売却益
			522,620	
			517,543	
			5,077	

款	項	目	予定額	備考	
2 港灣事業施設 運營業収益	1 營業収益	1 上屋使用料	2,694,000	ガントリークレーン等使用料 岸壁給水、運搬給水、自動販売機等による給水料 旅客施設使用料等	
		2 荷役機械使用料	2,359,218		
		3 給水料	1,988,407		
		4 其他營業収益	51,702		
	2 營業外収益	1 受取利息及配当金	114,793		204,316
		2 長期前受金戻入	288,491		100
		3 雑収益	222,756		65,635
	3 特別利益	1 その他特別利益	46,291		46,291
					667,000
	3 空港事業収益	1 營業収益			445,000
2 營業外収益			445,000		
合計			222,000		
			32,024		
			189,976		
			27,114,000		

支 出

款	項	目	予定額	備考
1 港灣管理事業費	1 營業費用	1 業務興工費	22,270,000	管理運営費等 貨物集貨施設策、神戸港振興施設策、港灣調査統計費等 施設維持補修費 職員の給料、職員手当等
		2 振興工事費	19,825,377	
		3 受託保費	3,264,493	
		4 施設係費	2,117,187	
		5 総費	500	
			949,864	
			1,420,276	

款	項	目	予定額	備考	
2 港 灣 事 業 設 施 營 業 費	2 營 業 外 費 用	6 減 價 却 費	12,072,557	固定資産減価償却費	
		7 資 産 耗 費	500		
		1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費 税 出	2,390,411	企業債利息等	
	3 特 別 損 失	2 消 費 支	2,051,911	消費税及び地方消費税納付額	
		3 雑 支	338,000		
	1 營 業 費 用	1 固 定 資 産 売 却 損	54,212		土地売却損
		2 そ の 他 特 別 損 失	9,899		固定資産除却損
			44,313		
			3,238,000		
		1 業 務 費	2,639,626		上屋, 荷役機械, 給水施設に係る管理運営費, 維持補修費等
2 総 係 償 却 費		1,079,073		職員の給料, 職員手当等	
3 減 價 却 費		464,370		固定資産減価償却費	
2 營 業 外 費 用	4 資 産 耗 費	1,095,683			
		500			
	1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費 出	98,989		企業債利息等	
	2 雑 支	98,489			
		499,385			
	1 そ の 他 特 別 損 失	499,385		固定資産除却損	
3 空 港 事 業 費		568,000			
	1 營 業 費 用	415,958			
	2 營 業 外 費 用	415,958		固定資産減価償却費	
		152,042			
4 予 備 費	1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	152,042		企業債利息等	
		50,000			
	1 予 備 費	50,000			
			50,000		
合 計			26,126,000		

給与費内訳
職員数155人 (短時間勤務職員12人を含む) の給料663,287千円, 手当等927,051千円, 法定福利費262,662千円を計上

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額	備考
1 資本的収入			42,722,682	
1 企業債	業債	1 企業債	13,182,000	建設改良費等に充当する企業債
2 他会計繰入金	繰入金	1 基金繰入金	13,182,000	建設改良費等に充当する基金繰入金
3 他会計補助金	補助金	1 一般会計補助金	14,067,924	建設改良費等に充当する一般会計補助金
4 国庫支出金	支出金	1 国庫補助金	3,030,026	建設改良費等に充当する一般会計補助金
5 県支出金	支出金	1 国庫補助金	3,737,416	建設改良費等に充当する国庫補助金
6 財産収入	収入	1 県補助金	3,737,416	建設改良費等に充当する国庫補助金
7 組入金	入金	1 財産売却代金	526,148	企業債償還に充当する県補助金
8 雑収入	収入	2 基金収入	526,148	土地売却代等
		1 組入金	2,059,537	基金運用益
		2 雑収入	2,043,039	港湾用地貸地収入等
		1 工事負担金	16,498	
		2 返還金	3,936,560	
		3 其他	3,936,560	
			2,183,071	ポートアライランド（第2期）等関連公共工事に係る工事負担金
			812,671	阪神国際港湾株式会社貸付金等の返還金等
			1,272,357	浚渫土砂受入料等
			98,043	

支出

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出			49,102,000	
1 建設改良費	建設改良費	1 港湾建設費	21,884,993	長田港船揚場改良, 兵庫地区物揚場整備等
		2 港湾環境整備費	3,802,050	廃棄物埋立護岸整備, 須磨地区緑地整備等
		3 港湾直轄事業負担金	831,500	高規格コンテナターミナルの整備推進等
			6,106,668	

款	項	目	予 定 額 千円	備 考
		4 埋 立 費	742,088	ポーターアイランド(第2期)等埋立費
		5 其他建設改良費	4,451,054	ウォーターフロント再整備等
		6 土地等購入費	2,300,000	港湾用地購入
		7 関連建設改良費	651,633	建設改良部門職員の給料, 職員手当等
		8 災害復旧費	3,000,000	廃棄物理立護岸災害復旧
	2 投 資		12,937,124	
		1 投 資	2,823,009	阪神国際港湾株式会社貸付金等
		2 基金造成費	10,114,115	港湾事業基金造成費
	3 企業債等償還金		14,229,883	
		1 企業債等償還金	14,229,883	企業債元金償還金等
	4 予 備 費		50,000	
		1 予 備 費	50,000	

給与費内訳
職員数53人(短時間勤務職員1人を含む)の給料277,873千円, 手当等263,572千円, 法定福利費108,555千円を計上

平成31年度神戸市港湾事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

		(単位：千円)
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	659,000
	減価償却費	13,584,198
	資産減耗費	1,000
	貸倒引当金の増減額	6,670
	退職給付引当金の増減額	386,743
	特別修繕引当金の増減額	△ 298,211
	長期前受金戻入額	△ 7,294,976
	受取利息及配当金	△ 9,998
	支払利息及企業債取扱諸費	2,300,342
	有形固定資産売却損益	△ 507,590
	その他特別利益	△ 46,415
	その他特別損失	125,558
	未収金・破産更生債権等の増減額	867,633
	未払金の増減額	△ 2,386,486
	小計	7,387,468
	利息及び配当金の受取額	9,998
	利息の支払額	△ 2,300,342
	業務活動によるキャッシュ・フロー	5,097,124
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形・無形固定資産の取得による支出	△ 22,398,673
	有形固定資産の売却収入	2,560,582
	貸付金貸付による支出	△ 2,823,000
	貸付金返還による収入	602,357
	その他投資による支出	△ 9
	基金造成による支出	△ 10,114,115
	基金繰入による収入	14,067,924
	財産収入による収入	16,498
	組入金による収入	3,937,693
	雑収入による収入	763,043
	国庫補助金返還による支出	△ 5,000
	国庫補助金による収入	3,737,416
	工事負担金による収入	812,671
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,842,613
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入金収入	20,000,000
	一時借入金返済	△ 20,000,000
	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	13,182,000
	建設改良費等の財源に充てた企業債等償還	△ 14,229,883
	他会計補助金による収入	3,030,026
	県補助金による収入	526,148
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,508,291
	資金増加額	△ 1,237,198
	資金期首残高	26,544,105
	資金期末残高	25,306,907

平成31年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表

(平成32年3月31日)

(単位：千円)

1 固定資産		資産の部	
(1) 有形固定資産			
イ 土地建物		259,268,878	
ロ 建物	減価償却累計額 △ 28,427,268	30,546,279	
ハ 構築物	減価償却累計額 △ 6,560,946	1,934,855	
ホ 機械	減価償却累計額 547,522,801	294,329,177	
ヘ 車両	減価償却累計額 △ 253,193,624	6,220,143	
ト 船舶	減価償却累計額 19,851,903		
チ 工器具	減価償却累計額 △ 13,631,760	3,881	
リ 有形固定資産	減価償却累計額 781,483	155,984	
(2) 無形固定資産	減価償却累計額 △ 625,499	679,495	936,991,188
イ 施設	減価償却累計額 3,785,145		
ロ 電気の無形固定資産	減価償却累計額 △ 3,105,650		
ハ 無形固定資産		343,852,496	
(3) 投資その他の資産			56,037,038
イ 投資有価証券		55,932,881	
ロ 出長期貸付		1,715	
ハ 長期貸付		102,442	
ニ 破産更生債権		37,662,130	
ホ 貸倒引当		40,800	
ヘ 投資その他の資産		15,960,656	
		15,769,712	
		470,355	
		△ 470,355	
		9,444	
		<u>69,442,742</u>	
			<u>1,062,470,968</u>

2 流動資産
 (1) 現金
 (2) 未貸倒引当金
 (3) 短期貸付金
 流動資産合計

25,306,907
 3,004,708
 △ 168,325
 2,836,383
 675,302

28,818,592
1,091,289,560

負債の部

3 固定負債
 (1) 企業債
 イ 建設充ての
 ロ その他
 (2) 企業借入金
 (3) 引当金
 イ 退職給付引当金
 ロ 特別引当金
 (4) その他固定負債
 固定負債合計

204,206,747
 1,246,000
 205,452,747
 26,093,904
 1,160,738
 2,148,151
 3,308,889
 1,754,672

236,610,212

4 流動負債
 (1) 企業債
 イ 建設充ての
 (2) 他会計借入金
 (3) 未償還引当金
 (4) 預り引当金
 (5) 賞与引当金
 流動負債合計
 5 繰延収益
 繰延収益前受計益
 繰延収益合計

10,438,186
 300,202
 4,303,793
 1,566,757
 307,303
 460,694,222
 △ 181,694,115

16,916,241
 279,000,107

532,526,560

資 本 の 部

195,622,747

6	資 本 金								
7	資 本 金 剰 余 金	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
(1)	資 本 剰 余 金	立 金	積 立 金	助 積 金	価 助 金	評 価 担 金	産 財 事 業 金	負 計 他 金	補 助 余 金
	イ	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金
	ロ	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金
	ハ	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金
	ニ	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金
	ホ	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金
	ヘ	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金	再 国 受 工 他 所 資 本 剰 余 金
(2)	利 益 剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金
	イ	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
	ロ	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金

344,011,708

19,128,545

363,140,253
558,763,000
1,091,289,560

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法
 移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法
 (1) 有形固定資産
 ・減価償却の方法 定額法によっている。
 ・主な耐用年数
 建築物 19年～50年 建物附属設備 10年～18年
 構築物 10年～75年 機械及装置 8年～22年
 車両及運搬具 4年～6年 船舶 5年～14年
 工具器具及備品 2年～15年
 (2) 無形固定資産
 ・減価償却の方法 定額法によっている。

3 重要なリース取引の処理方法
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法
 (1) 退職給付引当金
 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。
 なお、会計基準変更時差異(1,596,177千円)については、平成26年度から14年にわたり均等額を分割計上している。

(2) 賞与等引当金
 職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4ヵ月分)を計上している。

(3) 貸倒引当金
 債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 特別修繕引当金
 会計基準改正前に計上されていた修繕引当金を計上している。

5 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担
 貸借対照表上に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は42,813,461千円である。

III セグメント情報に関する注記

1 セグメントの概要
 神戸市港湾事業では、港湾事業、空港事業を報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
港湾事業	港湾の管理・整備
空港事業	空港事業

2 報告セグメントごとの営業収益等
 (単位:千円)

	港湾事業	空港事業	合計
営業収益	16,297,024	445,000	16,742,024
営業費用	22,210,073	415,958	22,626,031
営業損益	△5,913,049	29,042	△5,884,007
経常損益	561,716	99,000	660,716
セグメント資産	1,026,024,378	65,265,182	1,091,289,560
セグメント負債	492,491,060	40,035,500	532,526,560
その他の項目			
特別損益	48,284	-	48,284
減価償却費	13,168,240	415,958	13,584,198
有形固定資産及び無形固定資産の増減額	6,280,735	△415,958	5,864,777

※千円未満の端数処理のため、金額の合計が一致しないことがある。

IV リース契約により使用する固定資産に関する注記
 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料
 1年内 2,100千円 1年超 5,678千円 計 7,778千円

V その他の注記

- 1 退職給付引当金の取崩し
当年度において、退職手当として136,801千円を支出するため、退職給付引当金136,801千円を使用する。
- 2 賞与等引当金の取崩し
当年度において、賞与等として203,737千円を支出するため、賞与等引当金135,825千円を使用する。
- 3 特別修繕引当金の取崩し
当年度において、港湾幹線道路改修等工事として699,000千円を支出するため、特別修繕引当金298,211千円を使用する。

平成30年度神戸市港湾事業会計予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

I	港湾事業	収入			
1	営	壁用	604,186		
	(1)	揚場使用	26,398		
	(2)	埠頭使用	2,964,889		
	(3)	運河使用	8,915		
	(4)	下川使用	1,114		
	(5)	港湾線道使用	1,083,694		
	(6)	入港環境整備	253,372		
	(7)	港境貸付	58,295		
	(8)	賃水区域	8,594,350		
	(9)	受託工事	316,888		
	(10)	其他営業	463		
	(11)	費用	755,069		
	(12)	費用		14,667,633	
2	営	業務興工保係償減復			
	(1)	業務興工保係償減復	3,191,504		
	(2)	業務興工保係償減復	2,019,050		
	(3)	業務興工保係償減復	463		
	(4)	業務興工保係償減復	1,431,421		
	(5)	業務興工保係償減復	1,242,901		
	(6)	業務興工保係償減復	11,706,916		
	(7)	業務興工保係償減復	500		
	(8)	業務興工保係償減復	3,298,139	22,890,894	
3	営	外取利息及配当補助			
	(1)	外取利息及配当補助	10,796		
	(2)	外取利息及配当補助	1,482,558		
	(3)	外取利息及配当補助	2,392,500		
	(4)	外取利息及配当補助	1,658		
	(5)	外取利息及配当補助	6,361,846		
	(6)	外取利息及配当補助	222,407	10,471,765	
4	営	外支利息及企業債取扱諸費			
	(1)	外支利息及企業債取扱諸費	2,352,750		
	(2)	外支利息及企業債取扱諸費	500	2,353,250	
		港湾事業經常損失		8,118,515	
				△ 104,746	

5 特別利益	6,954,041		
(1) 固定資産売却益	364,561	7,318,602	
(2) その他特別利益			
6 特別損失	9,899		
(1) 固定資産売却損失	381,721	391,620	6,926,982
(2) その他特別損失			6,822,236
当年度港湾管理事業純利益			

II 港湾施設運営事業

1 営業収益			
(1) 売上	1,772,568		
(2) 荷役機械使用料	10,128		
(3) 給水料	101,588		
(4) その他営業収益	205,081	2,089,365	
2 営業費用			
(1) 業務費	1,021,657		
(2) 係償費	504,080		
(3) 減価償却費	1,067,322		
(4) 資産減耗費	500		
(5) 災害復旧費	506,481	3,100,040	
			△ 1,010,675

3 営業外収益

(1) 受取利息	100		
(2) 国庫補助金	364,000		
(3) 長期前受戻金	224,112		
(4) 雑収入	73,676	661,888	
			543,631

4 営業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費	117,757		
(2) 雑支出	500	118,257	
			△ 467,044

5 特別利益

(1) その他特別利益	36,747	36,747	

6 特別損失

(1) 固定資産売却損失	45		
(2) その他特別損失	428,139	428,184	
			△ 391,437
			△ 858,481

III	航空事業	業收	益	對	價			
1	營	(1) 運	營	權	用	445,000	445,000	
2	營	(1) 業	減	償	却	417,782	<u>417,782</u>	27,218
3	營	(1) 業	外	收	益			
		(1)	會	計	助	46,000		
		(2)	期	前	受	190,000	236,000	
4	營	(2) 業	外	費	用	186,218	<u>186,218</u>	49,782
		(2)	支	私	息			77,000
			及	企	業			
			債	取	諸			
			費					
			當	年	度			
IV	予	備	費	純	利	20,000	<u>20,000</u>	△ 20,000
			當	年	度			6,020,755
			前	年	度			<u>790</u>
			操	縱	利			<u>6,021,545</u>
			未	處	分			
			利	益	剩			
			余	金				

平成30年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

1 固定資産		資産の部	
(1) 有形固定資産			
イ 土地建物	59,104,684	259,021,807	
ハ 建物	△ 27,443,072	31,661,612	
ニ 構築物	8,046,421	1,580,262	
ホ 機械	△ 6,466,159	301,249,962	
ヘ 車両	545,055,301	5,975,178	
ト 船舶	△ 243,805,339	4,558	
チ 工器具	19,298,891	169,623	
リ 建設仮勘定	△ 13,323,713	789,406	
(2) 無形固定資産	69,492	328,268,725	928,721,133
イ 施設	△ 64,934	58,295,344	
ロ 電話	781,483	1,715	
ハ その他無形固定資産	△ 611,860	145,257	
(3) 投資その他の資産	3,785,661	37,662,130	
イ 出資	△ 2,996,255	710,800	
ロ 長期債権		13,812,958	
ハ 破産更生債権		19,723,521	
ホ その他当分の資産		470,355	
ヘ 投資その他の資産		△ 470,355	
		9,435	
		<u>71,918,844</u>	<u>1,059,082,293</u>

2 流動資産
 (1) 現金
 (2) 未払倒債
 (3) 短期貸付
 流動資産合計

26,544,105
 3,873,474
 △ 161,655
 30,858,281
1,089,940,574

3 固定負債
 (1) 企業債
 (2) 他企業債
 (3) 引当金
 (4) その他固定負債
 固定負債合計

201,462,735
 1,246,000
 646,310
 2,446,362
 202,708,735
 26,108,496
 3,092,672
 1,754,672
 233,664,575

4 流動負債
 (1) 企業債
 (2) 他企業債
 (3) 未払倒債
 (4) 預り金
 (5) 賞与引当金
 流動負債合計

12,019,567
 1,211,312
 7,551,959
 1,566,757
 281,138
 22,630,733

5 繰延利益
 繰延利益前
 繰延利益累計額
 繰延利益累計額合計

455,412,326
 △ 174,468,866
 280,943,460
 537,238,768

資 本 の 部

194,166,983

6 資 本 金
7 剰余金
(1) 資 本 評 価 庫 財 産 贈 工 他 所 資 本 剰 余 金 立 積 助 価 評 担 助 剰 余 金 計
イ 口 ハ ニ ホ ヱ
(2) 利 益 減 当 年 利 剰 余 金 計 計 計 計
イ 口 剰 余 金 計 計 計 計 計 計 計 計

2,668,566
29,614,334
83,633,185
10,397,818
4,721,590
209,029,785

340,065,278

12,448,000
6,021,545
18,469,545

358,534,823
552,701,806
1,089,940,574

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法
 移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法
 (1) 有形固定資産
 ・減価償却の方法 定額法によっている。
 ・主な耐用年数
 建築物 19年～50年 建物附属設備 10年～18年
 構築物 10年～75年 機械及装置 8年～22年
 車両及運搬具 4年～6年 船舶 5年～14年
 工具器具及備品 2年～15年
 (2) 無形固定資産
 ・減価償却の方法 定額法によっている。

3 重要なリース取引の処理方法
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法
 (1) 退職給付引当金
 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。
 なお、会計基準変更時差異(1,596,177千円)については、平成26年度から14年にわたり均等額を分割計上している。

(2) 賞与等引当金
 職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4ヵ月分)を計上している。

(3) 貸倒引当金
 債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 特別修繕引当金
 会計基準改正前に計上されていた修繕引当金を計上している。

5 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担
 貸借対照表上に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は42,350,655千円である。

III セグメント情報に関する注記

1 セグメントの概要
 神戸市港湾事業では、港湾事業、空港事業を報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
港湾事業	港湾の管理・整備
空港事業	空港事業

2 報告セグメントごとの営業収益等
 (単位:千円)

	港湾事業	空港事業	合計
営業収益	16,756,998	445,000	17,201,998
営業費用	25,990,934	417,782	26,408,716
営業損益	△9,233,936	27,218	△9,206,718
経常損益	△571,790	77,000	△494,790
セグメント資産	1,021,931,781	68,008,793	1,089,940,574
セグメント負債	493,616,010	43,622,758	537,238,768
その他の項目			
特別損益	6,535,545	-	6,535,545
減価償却費	12,774,238	417,782	13,192,020
有形固定資産及び無形固定資産の増減額	40,286,529	△417,782	39,868,747

※千円未満の端数処理のため、金額の合計が一致しないことがある。

IV リース契約により使用する固定資産に関する注記
 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料
 1年内 6,143千円 1年超 7,778千円 計 13,921千円

V その他の注記

- 1 退職給付引当金の取崩し
当年度において、退職手当として195,720千円を支出するため、退職給付引当金195,720千円を使用する。
- 2 賞与等引当金の取崩し
当年度において、賞与等として198,873千円を支出するため、賞与等引当金132,582千円を使用する。
- 3 特別修繕引当金の取崩し
当年度において、港湾幹線道路改修等工事として853,400千円を支出するため、特別修繕引当金446,208千円を使用する。

債務負担行為に関する調査書

事 項	限度額 千円	平成30年度未までの 支払義務発生見込額		平成31年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国 県 支 出 金 千円	企 業 債 千円	そ の 他 千円	一 般 会 計 補 助 金 千円
神戸ポートオアシス指定管理 (平成29年度)	140,000	平成30年度以降	45,000	平成32年度まで	95,000	-	-	95,000	-
ポートターミナルほか指定管理 (平成30年度)	1,015,000	平成30年度以降	198,000	平成34年度まで	817,000	-	-	817,000	-
メリケンパークほか指定管理 (平成31年度)	676,000	-	-	平成35年度まで	676,000	-	-	676,000	-
港湾幹線道路料金徴収 (平成31年度)	242,000	-	-	平成32年度まで	242,000	-	-	242,000	-
神戸三宮フェリーターミナル指定管理 (平成31年度)	138,000	-	-	平成35年度まで	138,000	-	-	138,000	-
廃棄物埋立護岸災害復旧 (平成31年度)	1,800,000	-	-	平成32年度まで	1,800,000	1,200,000	540,000	-	60,000
新港突堤西部地区ヤード整備 (平成31年度)	1,100,000	-	-	平成33年度まで	1,100,000	-	1,100,000	-	-

Ⅲ 平成 31 年度神戸市一般会計予算
(みなと総局所管分)

予算第1号議案

平成31年度神戸市一般会計予算（みなと総局所管分）

1 歳入歳出予算一覧

(単位：千円)

歳		入
款	項	金額
17 使用料及手数料		5,927
	1 使用料	5,927
18 国庫支出金		417,000
	2 補助金	417,000
24 諸収入		80
	7 雑入	80
25 市債		4,691,600
	1 市債	4,691,600
歳入合計		5,114,607

(単位：千円)

歳		出
款	項	金額
9 土木費		5,512,849
	7 海岸保全費	5,512,849
歳出合計		5,512,849

2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	31 年 度	30 年 度	比 較	説 明
17 使 用 料 及 手 数 料	5,927	5,927	-	
1 使 用 料	5,927	5,927	-	
8 土 木 使 用 料	5,927	5,927	-	
5 海 岸	5,927	5,927	-	海岸占用料
18 国 庫 支 出 金	417,000	508,085	△91,085	
2 補 助 金	417,000	508,085	△91,085	
7 土 木 費 補 助	417,000	508,085	△91,085	
1 海 岸 保 全 費 補 助	417,000	508,085	△91,085	(津波対策・老朽化対策)補助率1/2
24 諸 収 入	80	-	80	
7 雑 入	80	-	80	
2 延滞金加算金及過料	80	-	80	
5 みなと総局過料	80	-	80	須磨海岸喫煙過料
25 市 債	4,691,600	926,000	3,765,600	起債承認見込額
1 市 債	4,691,600	926,000	3,765,600	
4 土 木 債	1,130,000	926,000	204,000	
4 海岸保全事業公債	1,130,000	926,000	204,000	
11 災 害 復 旧 債	3,561,600	-	3,561,600	
1 海岸施設災害復旧事業公債	3,561,600	-	3,561,600	
合 計	5,114,607	1,440,012	3,674,595	

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	31 年 度	30 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
9 土 木 費	5,512,849	1,870,505	3,642,344	417,000	4,691,600	6,007	398,242
7 海 岸 保 全 費	5,512,849	1,870,505	3,642,344	417,000	4,691,600	6,007	398,242
1 職 員 費	204,442	178,265	26,177	-	-	-	204,442
2 事 業 費	5,308,407	1,692,240	3,616,167	417,000	4,691,600	6,007	193,800
合 計	5,512,849	1,870,505	3,642,344	417,000	4,691,600	6,007	398,242

(1) 土木費	<u>5,512,849 千円</u>
①職員費	<u>204,442 千円</u>
・ 職員の給料，職員手当など	204,442 千円
②事業費	<u>5,308,407 千円</u>
・ 高潮・津波対策	4,807,400 千円
海岸保全施設の高潮・津波対策実施	
・ 海岸保全施設の老朽化対策	274,860 千円
海岸保全施設の老朽化対策，維持管理，改良など	
・ 高潮防災対策	226,147 千円
台風による高潮対策，海岸保全施設の補修など	

IV 平成 31 年度神戸市新都市整備事業会計予算

予算第16号議案

平成31年度神戸市新都市整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度神戸市新都市整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却量	152,000平方メートル
ポートアイランド(第2期)	24,200平方メートル
ポートアイランド沖	14,400平方メートル
西神住宅団地	20,900平方メートル
西神住宅第2団地	14,100平方メートル
神戸複合産業団地	77,700平方メートル
完成団地	700平方メートル

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	新都市整備事業収益			19,053,000千円
第1項	営業収益			17,843,000千円
第2項	営業外収益			1,209,000千円
第3項	特別利益			1,000千円
		支	出	
第1款	新都市整備事業費			18,044,000千円
第1項	営業費用			17,264,000千円
第2項	営業外費用			679,000千円
第3項	特別損失			1,000千円
第4項	予備費			100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,838,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	5,589,000千円
第1項	企業債	400,000千円
第2項	財産収入	1,000千円
第3項	受託工事収入	621,000千円
第4項	国庫支出金	1,000千円
第5項	雑収入	4,566,000千円

支 出

第1款	資本的支出	28,427,000千円
第1項	建設改良費	8,092,000千円
第2項	投資	1,553,000千円
第3項	企業債償還金	18,682,000千円
第4項	予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西神中央文化・芸術ホール等整備事業（平成31年度）	平成31～48年度	6,000,000千円
かりばプラザリニューアル事業（平成31年度）	平成31～35年度	108,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	土地造成事業	400,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、第2条に含むものとする。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
土地造成事業	千円 6,064,000	ポートアイランド（第2期）事業 2,325,346千円 ポートアイランド沖事業 635,440千円 六甲アイランド事業 202,290千円 西神住宅団地事業 2,022,800千円 西神住宅第2団地事業 307,424千円 神戸研究学園都市事業 6,240千円 ひよどり台第2期住宅団地事業 1,040千円 押部谷第2団地事業 1,560千円 神戸複合産業団地事業 540,800千円 神戸流通業務団地事業 21,060千円	
	関連事業	982,000	建設改良部門職員の給料，職員手当等 521,136千円
			建設利息 81,092千円
			宅地関連公共施設等整備 179,772千円
			土地購入 100,000千円
			その他雑支出 100,000千円
	完成土地整備	1,046,000	完成団地の整備 1,046,000千円
	合計	8,092,000	

〔新都市整備事業会計〕
平成31年度神戸市新都市整備事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額 千円	備考
1 新事業	1 営業収益	1 地売却収益	19,053,000	造成地の売却収益 造成地の管理運営費等に充当する繰入金
		2 其他営業収益	17,843,000	
	2 営業外収益	1 受取利息及配当金	15,606,000	
		2 雑収益	2,237,000	
	3 特別利益	1 受取利息	1,209,000	
		2 其他特別利益	71,000	
			1,138,000	貸地料等
			1,000	
			1,000	

支出

款	項	目	予定額 千円	備考
1 新都市整備事業費	1 営業費用	1 地売却原価	18,044,000	造成地の造成原価 管理運営費等 造成地の販売に要する経費 営業販売及び管理部門担当職員の給料、職員手当等 固定資産減価償却費 企業債利息等 消費税及び地方消費税納付額 営業外諸費用
		2 管理業務費	17,264,000	
		3 一般管理費	15,121,000	
		4 総係償却費	1,701,000	
		5 減価償却費	191,000	
		6 資産減耗費	225,000	
	2 営業外費用	1 支払利息及債取費	25,000	
		2 企業債投諸費	1,000	
		3 雑支出	679,000	
			523,000	
			56,000	
			100,000	

款	項	目	予 定 額	備 考
	3 特 別 損 失		千円 1,000	
	4 予 備 費	1 その他特別損失	1,000	
		1 予 備 費	100,000	
			100,000	

給与費内訳
職員数41人(短時間勤務職員1人を含む)の給料94,598千円, 手当等82,970千円, 法定福利41,432千円を計上

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額	備考
1	資本的収入		5,589,000	
	1	企業債	400,000	建設改良費に充当する企業債
	2	財産収入	400,000	建設改良費に充当する企業債
	3	受託工事収入	1,000	固定資産売却代
	4	国庫支出金	1,000	建設改良費に充当する受託工事収入
	5	雑収入	621,000	建設改良費に充当する国庫補助金
			1,000	建設改良費に充当する国庫補助金
			4,566,000	空港事業への貸付金等の返還金
			1,016,000	貸付金返還金
			3,550,000	貸付金返還金

支出

款	項	目	予定額	備考
1	資本的支出		28,427,000	
	1	建設改良費	8,092,000	ポートアイランド(第2期), ポートアイランド沖, 西神住宅団地, 神戸複合産業団地等事業費
	2	投	6,064,000	職員給料, 建設利息及び宅地関連公共施設等整備費等
	3	企業債償還金	982,000	完成団地整備費
	4	予備費	1,046,000	株式会社OMこうべに対する貸付金
			1,553,000	保証金の供託
			1,500,000	企業債元金償還金
			53,000	
			18,682,000	
			18,682,000	
			100,000	
			100,000	

給与費内訳
職員数57人(短時間勤務職員6人を含む)の給料220,377千円, 手当等213,952千円, 法定福利費84,671千円を計上

新都市整備事業会計

平成31年度神戸市新都市整備事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

	(単位：千円)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	1,041,523
減価償却費	25,000
資産減耗費	1,000
退職給付引当金の増減額	△ 50,605
賞与等引当金の増減額	△ 5,807
受取利息及配当金	△ 71,000
支払利息及企業債取扱諸費	523,000
その他特別損失	1,000
未収金・破産更生債権等の増減額	1,826,981
未払金の増減額	△ 1,094,171
完成土地の増減額	357,355
未成土地の増減額	11,698,311
調整勘定の増減額	△ 3,172,847
小計	11,079,740
利息及び配当金の受取額	71,000
利息の支払額	△ 523,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>10,627,740</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	1,000
一般貸付金返還による収入	33,000
長期一般貸付金貸付による支出	△ 1,500,000
他会計貸付金返還による収入	983,000
その他投資による支出	△ 53,000
国庫補助金による収入	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 535,000</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入金収入	20,000,000
一時借入金返済	△ 20,000,000
建設改良費等の財源に充てる企業債収入	400,000
建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 18,682,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 18,282,000</u>
資金減少額	△ 8,189,260
資金期首残高	103,312,612
資金期末残高	<u>95,123,352</u>

平成31年度神戸市新都市整備事業会計予定貸借対照表

(平成32年3月31日)

(単位：千円)

資産の部		
1	固定資産	
(1)	有形固定資産	
	イ 土地	6,704,191
	ロ 備品	358
	減価償却累計額	△ 387
	有形固定資産合計	6,704,549
(2)	無形固定資産	
	イ 電話加入権	1,795
	ロ その他無形固定資産	8,407
	無形固定資産合計	10,202
(3)	投資その他の資産	
	イ 投資有価証券	13,867,414
	ロ 出資	9,100
	ハ 長期一般貸付	3,071,000
	ニ 長期他会計貸付	25,198,190
	ホ 破産更生債権等	550,562
	ヘ その他引当金	△ 550,562
	投資その他の資産合計	114,137
	固定資産合計	42,259,841
2	土地造成勘定	
(1)	完成土地	866,344
(2)	未造成土地	167,716,535
	土地造成勘定合計	168,582,879
3	流動資産	
(1)	現金	95,123,352
(2)	未収預金	1,273,344
(3)	貸倒引当金	△ 67,061
(4)	短期一般貸付金	1,206,283
	短期他会計貸付金	33,000
	流動資産合計	200,903
	資産合計	96,563,538
		<u>314,121,009</u>

負債の部

4	固定負債	債源に	
(1)	企業改良等のための定当	債源に	
(2)	設備改善のための定当	債源に	
(3)	退職給付引当金	債源に	
	固定負債合計		
5	流動負債	債源に	
(1)	企業改良等のための定当	債源に	
(2)	未払受り	債源に	
(3)	前払受り	債源に	
(4)	預り	債源に	
(5)	賞与引当金	債源に	
	流動負債合計		

87,937,000	
63,467,000	
<u>513,496</u>	151,917,496
12,337,000	
6,094,558	
488,902	
2,253,809	
<u>64,867</u>	21,239,136
	<u>173,156,632</u>

資本の部

6	資本金	金額	
7	剰余金	金額	
(1)	資本	金額	
イ	企業受寄国その他資本	金額	
ロ	業贈	金額	
ハ	庫の資本	金額	
ニ	他資本	金額	
ホ	剰余金	金額	
(2)	利益	金額	
イ	建設積立	金額	
ロ	減債積立	金額	
ハ	当年度未処分利益剰余金	金額	
	利益剰余金合計	金額	
	剰余金合計	金額	
	資本負債合計	金額	

	834,000	
	148,573	
	13,123,249	
	3,153,427	
	<u>38,415,207</u>	55,674,456
	4,930,000	
	8,854,000	
	<u>1,041,921</u>	14,825,921
		70,500,377
		<u>140,964,377</u>
		<u>314,121,009</u>

注 記

<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>移動平均法による原価法によっている。</p> <p>(2) 完成土地及び未成土地</p> <p>個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による算定）によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>・減価償却の方法 定額法によっている。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>・減価償却の方法 定額法によっている。</p> <p>3 引当金の計上方法</p> <p>(1) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。</p> <p>(2) 賞与等引当金</p> <p>職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金</p> <p>債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>(4) 調整勘定</p> <p>会計基準改正前に計上されていた調整勘定を計上している。</p> <p>4 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p>	<p>II セグメント情報に関する注記</p> <p>神戸市新都市整備事業では、土地造成事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。</p> <p>III その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し</p> <p>当年度において、退職手当として50,605千円を支出するため、退職給付引当金50,605千円を使用する。</p> <p>2 賞与等引当金の取崩し</p> <p>当年度において、賞与等として68,448千円を支出するため、賞与等引当金45,632千円を使用する。</p> <p>3 調整勘定の取崩し</p> <p>当年度において、完成土地整備費として964,070千円を支出し、また其他営業収益として2,208,777千円を取崩すため、調整勘定3,172,847千円を使用する。</p>
--	---

平成30年度神戸市新都市整備事業会計予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業								
	(1)	業	収	益					
	(2)	土	地	売	収				
		其	他	営	収	15,402,000			
		業	費	用		<u>2,136,000</u>			
				却			17,538,000		
2	(1)	業	地	理	原	14,984,000			
	(2)	土	管	業	却	1,436,917			
	(3)	管	一	管	務	145,972			
	(4)	総	係	理	費	328,198			
	(5)	減	価	却	費	35,000			
	(6)	資	産	減	費	1,000			
		業	業	利	益		16,931,087		606,913
3	(1)	業	外	収	益	75,000			
	(2)	受	取	息	及	<u>1,267,336</u>			
		雑	収	配	当		1,342,336		
4	(1)	業	外	費	用	590,991			
	(2)	支	払	利	息	<u>219,922</u>			
		及	企	業	債		810,913		531,423
		取	扱	取	扱				1,138,336
		諸	費	出					
5	特	別	常	利	益	1,000			
	(1)	の	利	益	別		1,000		
6	特	別	損	失	別	1,000			
	(1)	の	他	特	別		1,000		
7	予	備	費	純	利	<u>100,000</u>			
		当	年	度	純		<u>100,000</u>		<u>△ 100,000</u>
		前	年	度	繰				<u>1,038,336</u>
		越	越	利	益				<u>62</u>
		剰	余	金					<u>1,038,398</u>
		当	年	度	未	処			
		分	利	益	剰	余			
		金							

平成30年度神戸市新都市整備事業会計予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

資産の部		
1	固定資産	
(1)	有形固定資産	
	イ 土地	6,706,191
	ロ 備品	358
	減価償却累計額	△ 387
	有形固定資産合計	6,706,549
(2)	無形固定資産	
	イ 電話加入権	1,795
	ロ その他無形固定資産	34,407
	無形固定資産合計	36,202
(3)	投資その他の資産	
	イ 投資有価証券	13,867,414
	ロ 出資	9,100
	ハ 長期一般貸付	1,604,000
	ニ 長期他会計貸付	25,398,190
	ホ 破産更生債権	550,562
	ヘ その他引当	△ 550,562
	投資その他の資産合計	61,136
	固定資産合計	40,939,840
2	土地造成勘定	
(1)	完成土地	1,223,699
(2)	未造成土地	179,414,846
	土地造成勘定合計	180,638,545
3	流動資産	
(1)	現金	103,312,612
(2)	未収預金	3,100,326
(3)	貸倒引当金	△ 67,061
(4)	短期一般貸付金	3,033,265
	短期他会計貸付金	33,000
	流動資産合計	983,903
	資産合計	107,362,780
		<u>335,683,916</u>

負債の部

4	固定負債	債源に	
(1)	企業改善のための定当	債源に	
(2)	退職給付引当	債源に	
(3)	退職給付引当	債源に	
	固定負債合計		167,077,948
5	流動負債	債源に	
(1)	企業改善のための現金	債源に	
(2)	未払受り	債源に	
(3)	前払受り	債源に	
(4)	預り	債源に	
(5)	賞与引当	債源に	
	流動負債合計		28,684,114
	負債合計		195,762,062

99,874,000
66,639,847
564,101

167,077,948

18,682,000
7,188,729
488,902
2,253,809
70,674

28,684,114

195,762,062

資本の部

6	資本金	金額	
7	剰余金	金額	
(1)	資本	金額	
イ	企業受贈	金額	834,000
ロ	寄附金	金額	148,573
ハ	国庫補助	金額	13,123,249
ニ	その他資本	金額	3,152,427
ホ	資本剰余金	金額	38,415,207
(2)	利益	金額	55,673,456
イ	建設積立	金額	4,930,000
ロ	減債積立	金額	7,816,000
ハ	当年度未処分利益	金額	1,038,398
	剰余金合計		13,784,398
	資本負債合計		69,457,854
	資本負債合計		139,921,854
	資本負債合計		335,683,916

834,000
148,573
13,123,249
3,152,427
38,415,207

55,673,456

4,930,000
7,816,000
1,038,398

13,784,398

69,457,854

139,921,854

335,683,916

注 記

<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>移動平均法による原価法によっている。</p> <p>(2) 完成土地及び未成土地</p> <p>個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による算定）によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>・減価償却の方法 定額法によっている。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>・減価償却の方法 定額法によっている。</p> <p>3 引当金の計上方法</p> <p>(1) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。</p> <p>(2) 賞与等引当金</p> <p>職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金</p> <p>債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>(4) 調整勘定</p> <p>会計基準改正前に計上されていた調整勘定を計上している。</p> <p>4 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p>	<p>II セグメント情報に関する注記</p> <p>神戸市新都市整備事業では、土地造成事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。</p> <p>III その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し</p> <p>当年度において、退職手当として73,517千円支出するため、退職給付引当金73,517千円を使用する。</p> <p>2 賞与等引当金の取崩し</p> <p>当年度において、賞与等として81,714千円を支出するため、賞与等引当金54,476千円を使用する。</p> <p>3 調整勘定の取崩し</p> <p>当年度において、完成土地整備費として552,044千円を支出し、また其他営業収益として2,131,500千円を取崩すため、調整勘定2,683,544千円を使用する。</p>
--	--

債 務 負 担 行 為 に 関 する 調 査 書

事 項	限 度 額 千円	平成30年度未までの 支払義務発生見込額		平成31年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国 支 出 金 千円	企 業 債 千円	そ の 他 千円	一 般 会 計 補 助 金 千円
ポータルランド市民広場指定管理 (平成30年度)	250,000	平成30年度以降	52,600	平成34年度まで	197,400	-	197,400	-	
西神中央文化・芸術ホール等整備事業 (平成31年度)	6,000,000	-	-	平成48年度まで	6,000,000	-	6,000,000	-	
かりばプラザリニューアル事業 (平成31年度)	108,000	-	-	平成35年度まで	108,000	-	108,000	-	

V 関 連 議 案

第29号議案

ポートアイランド市民広場条例の一部を改正する条例の件
ポートアイランド市民広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

ポートアイランド市民広場条例の一部を改正する条例
ポートアイランド市民広場条例（昭和56年12月条例第33号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1号の表中央広場の項中「25,920円」を「26,400円」に、「31,063円」
を「31,638円」に改め、別表第1号の表モニュメント広場の項中「11,211円」を
「11,419円」に、「13,474円」を「13,724円」に改め、別表第1号の表画廊の項
中「21,600円」を「22,000円」に改める。

別表第2号の表を次のように改める。

(2) 駐車場の使用料

区 分		使 用 料
普通 駐車 料金	午前7時30分から午後10時 まで	1回につき1時間までごとに160円 (1回につき5時間を超える場合に あつては、800円)
	午後10時から翌日の午前7時 30分まで	1回につき 800円
回数駐車料金（プリペイドカードそ の他の普通駐車料金で3,520円分の 駐車場の使用を行うことができる前 払式支払手段の料金をいう。）		3,200円

備考

- 1 この表において「1回」とは、駐車場の使用の回数が1回である
ことをいい、駐車場へ入車してから出車するまでの間を1単位とし
て数えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、午後10時前から午後10時後まで引き続いて駐車場を使用する場合にあっては、午後10時に出車し、かつ、同時刻に入車したものとみなして、駐車場の使用の回数を算定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、午前7時30分前から午前7時30分後まで引き続いて駐車場を使用する場合にあっては、午前7時30分に出車し、かつ、同時刻に入車したものとみなして、駐車場の使用の回数を算定するものとする。

別表第3号の表業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合の項中「1,234円」を「1,257円」に改め、別表第3号の表業として広告写真を撮影する場合の項中「43,200円」を「44,000円」に改め、別表第3号の表業として映画を撮影する場合の項中「86,400円」を「88,000円」に改め、別表第3号の表寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合の項中「103円」を「105円」に改める。

附 則

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

ポートアイランド市民広場条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第11条関係)

(1) 第4条第1項の許可に係る使用料

施 設		使 用 日	使 用 料
名 称	面積の概数(単位平方メートル)		
中央広場	3,000	平日	1日につき <u>25,920円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>31,063円</u>
モニュメント広場	1,300	平日	1日につき <u>11,211円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>13,474円</u>
画廊	308	平日、土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>21,600円</u>

施 設		使 用 日	使 用 料
名 称	面積の概数(単位平方メートル)		
中央広場	3,000	平日	1日につき <u>26,400円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>31,638円</u>
モニュメント広場	1,300	平日	1日につき <u>11,419円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>13,724円</u>
画廊	308	平日、土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>22,000円</u>

備考 略

(2) 駐車場の使用料

区 分	使 用 料
普通駐車料金	1時間までごとに 150円
定期駐車料金	1箇月につき 30,900円

(2) 駐車場の使用料

区 分	使 用 料
普通 駐車	午前7時30分 から午後10時 間までごとに160

回数駐車料金	1冊（150円券22枚）につき 3,000円
--------	---------------------------

料金	まで	円（1回につき5時間を超える場合にあっては、800円）
	午後10時から翌日の午前7時30分まで	1回につき 800円
回数駐車料金（プリペイドカードその他の普通駐車料金で3,520円分の駐車場の使用を行うことができる前払式支払手段の料金をいう。）		3,200円

備考

- 1 この表において「1回」とは、駐車場の使用の回数が1回であることをいい、駐車場へ入車してから出車するまでの間を1単位として数えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、午後10時前から午後10時後まで引き続いて駐車場を使用する場合にあっては、午後10時に出車し、かつ、同時刻に入車したものとみなして、駐車場の使用の回数を算定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、午前7時30分前から午前7時30分後まで引き続いて駐車場を使用する場合にあっては、午前7時30分に出車し、かつ、同時刻に入車したものとみなして、駐車場の使用の回数を算定するものとする。

(3) 第10条第1項の許可に係る使用料

区 分	使 用 料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき <u>1,234円</u>
業として広告写真を撮影する場合	1日につき <u>43,200円</u>
業として映画を撮影する場合	1日につき <u>86,400円</u>
寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合	1平方メートル1日につき <u>103円</u>

備考 略

	<u>1,257円</u>
	<u>44,000円</u>
	<u>88,000円</u>
	<u>105円</u>

第30号議案

神戸市港湾施設条例等の一部を改正する条例の件
神戸市港湾施設条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例等の一部を改正する条例
(港湾施設条例の一部改正)

第1条 神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1岸壁及び物揚場の項中「3円61銭」を「3円69銭」に、「7円34銭」を「7円48銭」に、「10円85銭」を「11円6銭」に、「7円23銭」を「7円37銭」に、「14円47銭」を「14円74銭」に、「2,545円」を「2,592円」に、「3,641円」を「3,708円」に、「5,449円」を「5,550円」に、「747円」を「761円」に改め、同表ドルフィンの項中「4,361円」を「4,444円」に、「8,722円」を「8,888円」に、「13,073円」を「13,321円」に、「19,635円」を「20,009円」に、「32,719円」を「33,330円」に、「39,250円」を「39,985円」に、「2,901円」を「2,959円」に、「5,811円」を「5,929円」に、「あつては8,722円」を「あつては8,888円」に、「13,094円」を「13,343円」に、「21,816円」を「22,220円」に、「26,177円」を「26,664円」に改め、同表コンテナ用電源の項中「3,780円」を「3,850円」に、「5,671円」を「5,776円」に改め、同表上屋(重量物上屋, 化学品上屋, 航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。)の項中「39円50銭」を「40円23銭」に、「26円33銭」を「26円82銭」に、「35円38銭」を「36円4銭」に、「23円59銭」を「24円3銭」に、「25円92銭」を「26円40銭」に、「17円28銭」を「17円60銭」に、「23円76銭」を「24円20銭」に、「15円67銭」を「15円96銭」に、「22円22銭」を「22円63銭」に、「14円81銭」を「15円8銭」に、「19円」を「19円35銭」に、「12円65銭」を「12円88銭」に、「1,185円」を「1,207円」に、「790円」を「805円」に、「1,061円」を「1,081円」に、「708円」を「721円」に、「778円」を「792円」に、「518円」を「528円」

に、「713円」を「726円」に、「470円」を「479円」に、「667円」を「679円」に、「444円」を「452円」に、「570円」を「581円」に、「380円」を「387円」に、「102円60銭」を「104円50銭」に改め、同表重量物上屋の項中「31円32銭」を「31円90銭」に改め、同表化学品上屋の項中「47円52銭」を「48円40銭」に改め、同表航空貨物上屋の項中「1,218円」を「1,241円」に改め、同表青果物上屋の項中「8,306,280円」を「8,460,100円」に、「1,676,957円」を「1,708,012円」に、「5,846,040円」を「5,954,300円」に改め、同表荷役機械の項中「17,928円」を「18,260円」に、「623,160円」を「634,700円」に、「51,300円」を「52,250円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「44,227円」を「45,046円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「27,811円」を「28,326円」に改め、同表荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項中「12円31銭」を「12円54銭」に、「11円28銭」を「11円49銭」に、「10円27銭」を「10円46銭」に、「9円72銭」を「9円90銭」に、「8円64銭」を「8円80銭」に、「16円90銭」を「17円21銭」に、「369円」を「376円」に、「304円」を「310円」に、「247円」を「252円」に、「233円」を「237円」に、「208円」を「212円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「487円」を「496円」に改め、同表旅客施設の項中「1,490円」を「1,518円」に、

「(イ) 2級 1,080円」を

「(イ) 2級 1,100円」に、

「540円」を「550円」に、「410円」を「418円」に、「2,376円」を「2,420円」に、「1,188円」を「1,210円」に、「1,631円」を「1,661円」に、「1,426円」を「1,452円」に、「1,221円」を「1,244円」に、「2,592円」を「2,640円」に、「1,361円」を「1,386円」に、「811円」を「826円」に、「3,391円」を「3,454円」に、「2,042円」を「2,080円」に、

「1件1月につき 1,080円」を

「1件1月につき 1,100円」に、

「135円」を「138円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「150円」を「160円」に、「900円」を「960円」に、

「ウ 二輪車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原
動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をい
う。以下同じ。） を

1台1回につき 100円 」

「ウ 二輪車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原
動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をい
う。以下同じ。） に、

1台1回につき 110円 」

「1,500円」を「1,530円」に，「500円」を「510円」に，

「イ 普通自動車

1台30分につき 200円

ウ 二輪車 を

1台1回につき 100円 」

「イ 普通自動車

1台30分につき 210円

ウ 二輪車 に、

1台1回につき 110円 」

「ア 普通自動車

1台30分につき 200円 」

「ア 普通自動車

1台30分につき 210円 」 に、

「905円」を「922円」に改め，同表旅客乗降用施設の項中「34,020円」を
「34,650円」に改め，同表フェリー用可動橋の項中「4,212円」を「4,290円」
に，「8,100円」を「8,250円」に，「10,099円」を「10,286円」に改め，同
表港湾幹線道路の項中「200円」を「210円」に改め，同表駐車場の項中
「17,020円」を「17,335円」に，「10,220円」を「10,409円」に，「6,810円」
を「6,936円」に，「566円」を「576円」に改め，同表事務室その他の項中
「1,469円」を「1,496円」に，「1,032円」を「1,051円」に，「740円」を
「754円」に，「621円」を「633円」に改め，同表貯木場及び運河の項中「73

銭」を「74銭」に、「1円47銭」を「1円50銭」に、「24円22銭」を「24円67銭」に改め、同表緑地の項中「163円」を「166円」に、「972円」を「990円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「12円96銭」を「13円20銭」に、「4円32銭」を「4円40銭」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「500円」を「510円」に、「200円」を「210円」に、「150円」を「160円」に改め、同表廃棄物埋立護岸の項中「5,616円」を「5,720円」に改め、同表小型船舶用泊地の項中「17,280円」を「17,600円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「54円」を「55円」に改める。

(須磨ヨットハーバー条例の一部改正)

第2条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例（昭和53年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表ディンギー、スポーツ用漕艇又は水上オートバイの陸置の項中「1,677円」を「1,708円」に、「8,599円」を「8,758円」に改め、別表第1号の表上記以外の艇の項中「3,456円」を「3,520円」に、「20,870円」を「21,256円」に、「4,042円」を「4,117円」に、「24,429円」を「24,881円」に、「4,608円」を「4,693円」に、「27,895円」を「28,412円」に、「5,194円」を「5,290円」に、「31,464円」を「32,047円」に、「1,625円」を「1,655円」に、「8,763円」を「8,925円」に改める。

別表第2号の表揚降施設の利用の項中「648円」を「660円」に改め、別表第2号の表修理庫の利用の項中「1,296円」を「1,320円」に改め、別表第2号の表修理ヤードの利用の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、別表第2号の表駐車場の利用の項中「600円」を「610円」に改め、別表第2号の表船具ロッカー（大）の利用の項中「2,592円」を「2,640円」に改め、別表第2号の表船具ロッカー（小）の利用の項中「1,296円」を「1,320円」に改め、別表第2号の表給油施設の利用の項中「162,000円」を「165,000円」に改め、別表第2号の表会議室の利用の項中「2,623円」を「2,672円」に、「895円」を「912円」に改め、別表第2号の表事務室の利用の項中「1,574円」を「1,603円」に改め、別表第2号の表物件の設置の項中「1,080円」を「1,100

円」に改め、別表第2号の表建物以外の部分の催物の実施による利用の項中「216円」を「220円」に改め、別表第2号の表業としての写真（広告写真を除く。）の撮影の項中「1,296円」を「1,320円」に改め、別表第2号の表業としての広告写真の撮影の項中「43,200円」を「44,000円」に改め、別表第2号の表業としての映画等の撮影の項中「86,400円」を「88,000円」に改める。
 （神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例の一部改正）

第3条 神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス条例（平成28年9月条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1号アの表多目的ホールの項中

「

27,400円	36,500円	31,900円	57,500円	61,600円	76,600円
35,600円	47,500円	41,500円	74,800円	80,100円	99,700円

を

」

「

27,900円	37,200円	32,500円	58,600円	62,700円	78,000円
36,300円	48,400円	42,300円	76,200円	81,600円	101,500円

に改め、

」

同号イの表会議室の項中

「

2,300円	3,100円	2,700円	4,900円	5,200円	6,500円
2,000円	2,700円	2,300円	4,200円	4,500円	5,600円
8,700円	11,600円	10,200円	18,300円	19,600円	24,400円
4,000円	5,400円	4,700円	8,500円	9,100円	11,300円
5,600円	7,500円	6,600円	11,800円	12,700円	15,800円
2,900円	3,900円	3,400円	6,100円	6,600円	8,200円
3,400円	4,600円	4,000円	7,200円	7,700円	9,600円
6,300円	8,400円	7,400円	13,200円	14,200円	17,700円
8,400円	11,200円	9,800円	17,600円	18,900円	23,500円

を

」

「

2,300円	3,200円	2,800円	5,000円	5,300円	6,600円
2,000円	2,800円	2,300円	4,300円	4,600円	5,700円
8,900円	11,800円	10,400円	18,600円	20,000円	24,900円
4,100円	5,500円	4,800円	8,700円	9,300円	11,500円
5,700円	7,600円	6,700円	12,000円	12,900円	16,100円
3,000円	4,000円	3,500円	6,200円	6,700円	8,400円
3,500円	4,700円	4,100円	7,300円	7,800円	9,800円
6,400円	8,600円	7,500円	13,400円	14,500円	18,000円
8,600円	11,400円	10,000円	17,900円	19,300円	23,900円

に改め、

」

同号ウ中「3,500円」を「3,565円」に改め、別表第2号中「20,000円」を「20,400円」に改め、同表第3号の表普通駐車の項中「100円」を「110円」に改め、別表第3号の表定期駐車の項中「6,810円」を「6,936円」に改める。
(入港料条例の一部改正)

第4条 神戸市入港料条例（昭和51年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「22銭」を「27銭」に改める。

(船舶給水条例の一部改正)

第5条 神戸市船舶給水条例（昭和36年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表運搬給水の項中

「

(イ) 防波堤外

a A区域 55,000円

b B区域 90,000円

c C区域 150,000円

を 「 (イ) 防波堤外 55,000円 」 に、

」

「

(イ) 防波堤外

- | | | | | | |
|---|-----|----------|---|-------------------|------|
| a | A区域 | 59,400円 | を | 「(イ) 防波堤外 59,400円 | に改め, |
| b | B区域 | 97,200円 | | 」 | |
| c | C区域 | 162,000円 | | | |

」

同表備考第2項を次のように改める。

2 この表において「防波堤内」及び「防波堤外」とは、神戸港の港湾区域を、規則で定めるところにより、2の区域に区分したそれぞれの区域をいう。

第6条 神戸市船舶給水条例の一部を次のように改正する。

別表運搬給水の項中「19,116円」を「19,470円」に、「637円20銭」を「649円」に、「防波堤内 32,400円」を「防波堤内 33,000円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「324,000円」を「330,000円」に、「32,400円を」を「33,000円を」に改め、同表一般岸壁給水の項中「19,116円」を「19,470円」に、「637円20銭」を「649円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「529円20銭」を「539円」に改め、同表特定岸壁給水の項中「17,820円」を「18,150円」に、「594円」を「605円」に改め、同表自動販売機給水の項中「432円」を「440円」に改め、同表自用船舶給水の項中「378円」を「385円」に改める。

(港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例の一部改正)

第7条 港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例(平成12年3月条例第83号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表備考第1項を次のように改める。

1 第5条第1項の規定による占用の有効期間(次項において「占用期間」という。)が1月未満の場合における占用料は、1月当たりの占用料を日割りにより計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合におい

て、1月は30日として計算する。

別表第1号の表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 占用期間が1月以上の場合において、当該期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の端数の期間の占用料は、1月当たりの占用料を日割りにより計算した額とする。この場合において、1月は30日として計算する。

別表第2号中「290円」を「319円」に改める。

(神戸空港条例の一部改正)

第8条 神戸空港条例（平成17年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表第1備考第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第5条の規定 平成31年5月1日

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市港湾施設条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表第1 (第15条関係)

岸壁及び物揚場	1 船舶(2から4までに該当する船舶を除く。)		
	(1) 略		
	(2) (1)以外の船舶		
	ア 係留時間が1時間未満の場合		
	総トン数1トンにつき		
		<u>3円61銭</u>	<u>3円69銭</u>
	イ 係留時間が1時間以上2時間未満の場合		
	総トン数1トンにつき		
		<u>7円34銭</u>	<u>7円48銭</u>
	ウ 係留時間が2時間以上の場合		
	総トン数1トンにつき		
		<u>10円85銭</u>	<u>11円6銭</u>
	ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき総トン数1トン当たり <u>7円23銭</u> を加算する。		<u>7円37銭</u>
	2 機船又ははしけ(貨物の積卸しのため使用する場合に限る。)		
	(1) 重量貨物		
	1トンにつき	<u>14円47銭</u>	<u>14円74銭</u>
	(2) 軽重貨物		

	1. 133立方メートルにつき <u>14円47銭</u>		<u>14円74銭</u>
	3 起重機船		
	(1) 揚力が500トン未満のもの 1隻1日につき <u>2,545円</u>		<u>2,592円</u>
	(2) 揚力が500トン以上1,000ト ン未満のもの 1隻1日につき <u>3,641円</u>		<u>3,708円</u>
	(3) 揚力が1,000トン以上のもの 1隻1日につき <u>5,449円</u>		<u>5,550円</u>
	4 大型船舶用引船 1隻1日につき <u>747円</u>		<u>761円</u>
ドルフ イン	1 略		
	2 1以外の船舶 係留時間が12時間につき		
	(1) 総トン数が1,000トン未満の もの <u>4,361円</u>		<u>4,444円</u>
	(2) 総トン数が1,000トン以上 3,000トン未満のもの <u>8,722円</u>		<u>8,888円</u>
	(3) 総トン数が3,000トン以上 5,000トン未満のもの <u>13,073円</u>		<u>13,321円</u>
	(4) 総トン数が5,000トン以上 10,000トン未満のもの <u>19,635円</u>		<u>20,009円</u>
	(5) 総トン数が10,000トン以上 15,000トン未満のもの <u>32,719円</u>		<u>33,330円</u>
	(6) 総トン数が15,000トン以上 のもの <u>39,250円</u>		<u>39,985円</u>

	<p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき、総トン数が1,000トン未満のものにあつては<u>2,901円</u>を、1,000トン以上3,000トン未満のものにあつては<u>5,811円</u>を、3,000トン以上5,000トン未満のものにあつては<u>8,722円</u>を、5,000トン以上10,000トン未満のものにあつては<u>13,094円</u>を、10,000トン以上15,000トン未満のものにあつては<u>21,816円</u>を、15,000トン以上のものにあつては<u>26,177円</u>を加算する。</p>		<p><u>2,959円</u></p> <p><u>5,929円</u></p> <p><u>あつては8,888円</u></p> <p><u>13,343円</u></p> <p><u>22,220円</u></p> <p><u>26,664円</u></p>
コンテナ用電源	<p>1 縦が2.4メートル横が6.1メートル高さが2.4メートルのコンテナのため使用するとき。</p> <p>1個24時間につき <u>3,780円</u></p> <p>2 縦が2.4メートル横が12.2メートル高さが2.4メートルのコンテナのため使用するとき。</p> <p>1個24時間につき <u>5,671円</u></p>		<p><u>3,850円</u></p> <p><u>5,776円</u></p>
上屋 (重量物上屋, 化学品上屋, 航空貨物上屋及	<p>1 一般使用</p> <p>1平方メートル1日につき</p> <p>(1) 1級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階 <u>39円50銭</u></p> <p>イ 多階建て2階 <u>26円33銭</u></p> <p>(2) 2級上屋</p> <p>ア 平家建て又は多階建て1階</p>		<p><u>40円23銭</u></p> <p><u>26円82銭</u></p>

び青果		<u>35円38銭</u>	<u>36円4銭</u>
物上屋	イ 多階建て2階	<u>23円59銭</u>	<u>24円3銭</u>
を除く。)	(3) 3級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>25円92銭</u>	<u>26円40銭</u>
	イ 多階建て2階	<u>17円28銭</u>	<u>17円60銭</u>
	(4) 4級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>23円76銭</u>	<u>24円20銭</u>
	イ 多階建て2階	<u>15円67銭</u>	<u>15円96銭</u>
	(5) 5級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>22円22銭</u>	<u>22円63銭</u>
	イ 多階建て2階	<u>14円81銭</u>	<u>15円8銭</u>
	(6) 6級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>19円</u>	<u>19円35銭</u>
	イ 多階建て2階	<u>12円65銭</u>	<u>12円88銭</u>
	2 専用使用		
	1 平方メートル1月につき		
	(1) 1級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>1,185円</u>	<u>1,207円</u>
	イ 多階建て2階	<u>790円</u>	<u>805円</u>
	(2) 2級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て1階	<u>1,061円</u>	<u>1,081円</u>
	イ 多階建て2階	<u>708円</u>	<u>721円</u>
	(3) 3級上屋		
	ア 平家建て又は多階建て1階		

		<u>778円</u>		<u>792円</u>
	イ 多階建て2階	<u>518円</u>		<u>528円</u>
	(4) 4級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階			
		<u>713円</u>		<u>726円</u>
	イ 多階建て2階	<u>470円</u>		<u>479円</u>
	(5) 5級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階			
		<u>667円</u>		<u>679円</u>
	イ 多階建て2階	<u>444円</u>		<u>452円</u>
	(6) 6級上屋			
	ア 平家建て又は多階建て1階			
		<u>570円</u>		<u>581円</u>
	イ 多階建て2階	<u>380円</u>		<u>387円</u>
	3 占用使用			
	1平方メートル1月につき			
	屋上	<u>102円60銭</u>		<u>104円50銭</u>
重量物	1平方メートル1日につき			
上屋		<u>31円32銭</u>		<u>31円90銭</u>
化学品	1平方メートル1日につき			
上屋		<u>47円52銭</u>		<u>48円40銭</u>
航空貨物	1平方メートル1月につき			
上屋		<u>1,218円</u>		<u>1,241円</u>
青果物	1月につき			
上屋	1 T ₁ 上屋	<u>8,306,280円</u>		<u>8,460,100円</u>
	2 T ₃ 上屋	<u>1,676,957円</u>		<u>1,708,012円</u>
	3 U上屋	<u>5,846,040円</u>		<u>5,954,300円</u>
荷役機械	1 固定式電動荷役機械			
	(1) 揚力2トンのもの			
	1基1月につき	<u>17,928円</u>		<u>18,260円</u>

	(2) 揚力40トンのもの 1基1月につき <u>623,160円</u>		<u>634,700円</u>
	2 ガントリー・クレーン		
	(1) 揚力30.5トン以上かつ海側 横行範囲40.0メートル以上のもの 1基30分につき <u>51,300円</u>		<u>52,250円</u>
	(2) 揚力30.5トン以上かつ海側 横行範囲37.0メートル以上40.0メートル未満のもの 1基30分につき <u>48,600円</u>		<u>49,500円</u>
	(3) 揚力30.5トン以上かつ海側 横行範囲20.0メートル以上37.0メートル未満のもの 1基30分につき <u>44,227円</u>		<u>45,046円</u>
	(4) (1)から(3)までに定めるもの 以外のもの 1基30分につき <u>32,400円</u>		<u>33,000円</u>
	3 重量物クレーン 1基30分につき <u>27,811円</u>		<u>28,326円</u>
荷さば き地， 野積 場，ふ 頭用地 その他	1 一般使用 (1) (2)に定めるもの以外のもの 搬入の日から起算して，貨物 1トン又は1平方メートル1日 につき ア 1級地 <u>12円31銭</u> イ 2級地 <u>11円28銭</u> ウ 3級地 <u>10円27銭</u> エ 4級地 <u>9円72銭</u> オ 5級地 <u>8円64銭</u>		<u>12円54銭</u> <u>11円49銭</u> <u>10円46銭</u> <u>9円90銭</u> <u>8円80銭</u>

	(2) 化学品取扱所 1 平方メートル 1 日につき <u>16円90銭</u>		<u>17円21銭</u>
	2 専用使用 1 平方メートル 1 月につき		
	(1) 1 級地 <u>369円</u>		<u>376円</u>
	(2) 2 級地 <u>304円</u>		<u>310円</u>
	(3) 3 級地 <u>247円</u>		<u>252円</u>
	(4) 4 級地 <u>233円</u>		<u>237円</u>
	(5) 5 級地 <u>208円</u>		<u>212円</u>
	3 占用使用 1 月につき		
	(1)～(3) 略		
	(4) 自動販売機等 1 件につき <u>1,080円</u>		<u>1,100円</u>
	(5) 作業用車両等置場 1 平方メートルにつき <u>487円</u>		<u>496円</u>
	(6) 略		
旅客施設	1 事務室その他 1 平方メートル 1 月につき		
	(1) (2)に定めるもの以外のもの		
	ア 事務室		
	(7) 1 級 <u>1,490円</u>		<u>1,518円</u>
	(4) 2 級 <u>1,080円</u>	(4) 2 級	<u>1,100円</u>
	イ その他		
	(7) 1 級 <u>540円</u>		<u>550円</u>
	(4) 2 級 <u>410円</u>		<u>418円</u>
	(2) 中突堤旅客ターミナル及び 中突堤中央ターミナル		
	ア 事務室 <u>2,376円</u>		<u>2,420円</u>

イ その他	<u>1,188円</u>	<u>1,210円</u>
2 占用使用		
(1) 店舗として使用するとき。		
1 平方メートル1月につき		
ア イに定めるもの以外のもの		
(7) 1級	<u>1,631円</u>	<u>1,661円</u>
(4) 2級	<u>1,426円</u>	<u>1,452円</u>
(7) 3級	<u>1,221円</u>	<u>1,244円</u>
イ 中突堤旅客ターミナル及び 中突堤中央ターミナル	<u>2,592円</u>	<u>2,640円</u>
(2) 広告のため使用するとき。		
面積1平方メートルまで1月 につき		
ア 壁面	<u>1,361円</u>	<u>1,386円</u>
ただし、面積1平方メート ルを超えるものは、1平方メ ートル1月につき <u>811円</u> を加 算する。		<u>826円</u>
イ 床面	<u>3,391円</u>	<u>3,454円</u>
ただし、面積1平方メート ルを超えるものは、1平方メ ートル1月につき <u>2,042円</u> を 加算する。		<u>2,080円</u>
(3) 自動販売機等の物件を設置 するとき。		
1件1月につき	<u>1,080円</u>	<u>1,100円</u>
(4) 催物等のため使用すると き。		
1平方メートル1日につき		

	<u>135円</u>		<u>138円</u>
3 駐車施設			
(1) ポートターミナル			
ア バス（道路交通法第3条に規定する大型自動車のうち人の運送の用に供するものをいう。以下同じ。）			
1台1回につき	<u>2,000円</u>		<u>2,040円</u>
イ 普通自動車（道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）			
1台1時間につき	<u>150円</u>		<u>160円</u>
ただし、1日につき	<u>900円</u>		<u>960円</u>
を超える場合は、当該日の使用料は、 <u>900円</u> とする。			<u>960円</u>
ウ 二輪車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をいう。以下同じ。）			
1台1回につき	<u>100円</u>		<u>110円</u>
(2) 中突堤（中突堤旅客ターミナルを除く。）			
ア バス			
1台1回につき	<u>1,500円</u>		<u>1,530円</u>
ただし、駐車時間が2時間以上である場合は、当該駐車時間から2時間を減じて得た時間1時間につき	<u>500円</u> を加算する。		<u>510円</u>

	<p>イ 普通自動車</p> <p>1台30分につき 200円</p> <p>ウ 二輪車</p> <p>1台1回につき 100円</p> <p>(3) 中突堤旅客ターミナル</p> <p>ア 普通自動車</p> <p>1台30分につき 200円</p> <p>イ アに定めるもの以外のもの</p> <p>1平方メートル1月につき</p> <p>905円</p>	<p>イ 普通自動車</p> <p>1台30分につき 210円</p> <p>ウ 二輪車</p> <p>1台1回につき 110円</p> <p>ア 普通自動車</p> <p>1台30分につき 210円</p> <p>922円</p>
旅客乗降用施設	1台24時間につき 34,020円	34,650円
フェリー用可動橋	<p>1回につき</p> <p>1 総トン数3,000トン未満の船舶 4,212円</p> <p>2 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 8,100円</p> <p>3 総トン数5,000トン以上の船舶 10,099円</p>	<p>4,290円</p> <p>8,250円</p> <p>10,286円</p>
略	略	
港湾幹線道路	<p>新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間</p> <p>自動車1台1回につき</p> <p>1 1区間 110円</p> <p>2 2区間(連続して通行する場合に限る。) 200円</p>	210円
駐車場	<p>1月につき</p> <p>1 マイクロバス用駐車場</p> <p>(1) 大型 1台につき</p>	

	<p style="text-align: right;"><u>17,020円</u></p> <p>(2) 小型 1台につき</p> <p style="text-align: right;"><u>10,220円</u></p> <p>2 普通自動車用駐車場</p> <p style="text-align: right;">1台につき <u>6,810円</u></p> <p>3 1及び2に定めるもの以外のもの</p> <p style="text-align: right;">1平方メートルにつき <u>566円</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>17,335円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>10,409円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>6,936円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>576円</u></p>
事務室 その他	<p>1平方メートル1月につき</p> <p>1 特級 <u>1,469円</u></p> <p>2 1級 <u>1,032円</u></p> <p>3 2級 <u>740円</u></p> <p>4 3級 <u>621円</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>1,496円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,051円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>754円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>633円</u></p>
貯木場 及び運 河	<p>1 一般使用</p> <p>搬入の日から起算して水面1平方メートル1日につき</p> <p>(1) 60日まで <u>73銭</u></p> <p>(2) 61日以後 <u>1円47銭</u></p> <p>2 専用使用</p> <p>水面1平方メートル1月につき</p> <p style="text-align: right;"><u>24円22銭</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>74銭</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1円50銭</u></p> <p style="text-align: right;"><u>24円67銭</u></p>
緑地	<p>1 占用使用</p> <p>(1) 出店、募金その他これらに類する行為をするとき。</p> <p style="text-align: right;">1平方メートル1日につき <u>163円</u></p> <p>(2) 業として写真（広告写真を除く。）を撮影するとき。</p> <p style="text-align: right;">1人1日につき <u>972円</u></p> <p>(3) 業として広告写真を撮影す</p>		<p style="text-align: right;"><u>166円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>990円</u></p>

るとき。

1日につき 32,400円

33,000円

(4) 業として映画等を撮影する
とき。

1日につき 64,800円

66,000円

(5) 興業、競技会、展示会、博
覧会その他これらに類する催し
のため緑地の全部又は一部を占
用するとき。

1平方メートル1日につき
12円96銭

13円20銭

(6) 集会その他これに類する催
しのため緑地の全部又は一部を
占用するとき。

1平方メートル1日につき
4円32銭

4円40銭

(7) 自動販売機を設置するとき。

1件1月につき 1,080円

1,100円

2 駐車施設

(1) メリケンパーク

ア バス

1台1回につき 1,500円

1,530円

ただし、駐車時間が2時間
以上である場合は、当該駐車
時間から2時間を減じて得た
時間1時間につき500円を加
算する。

510円

イ 普通自動車

1台30分につき 200円

210円

(2) その他

	1台1時間につき <u>150円</u>		<u>160円</u>
廃棄物 埋立護 岸	廃棄物1トンにつき <u>5,616円</u>		<u>5,720円</u>
小型船 舶用泊 地	<p>1 小型船舶を係留するとき。 1隻1月につき</p> <p>(1) 長さが6メートル未満の小 型船舶 <u>17,280円</u></p> <p>(2) 長さが6メートル以上12メ ートル未満の小型船舶 <u>21,600円</u></p> <p>(3) 長さが12メートル以上の小 型船舶 <u>25,920円</u></p> <p>2 浮棧橋その他これに類するもの を設置するとき 1平方メートル1月につき <u>54円</u></p>		<p><u>17,600円</u></p> <p><u>22,000円</u></p> <p><u>26,400円</u></p> <p><u>55円</u></p>

備考 略

(参考 2)

神戸市立須磨ヨットハーバー条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第8条関係)

(1) 係留及び陸置に係るもの

種 別		一般利用 に係る額 (1隻1 日につき)	専用利用 に係る額 (1隻1 日につき)			
ディンギー, スポー ツ用漕艇又は水上オ ートバイの陸置		<u>1,677円</u>	<u>8,599円</u>			<u>1,708円</u> <u>8,758円</u>
上 記 以 外 の 艇 は	く い 係 留 又 は	5メートル 以下のもの	<u>3,456円</u>	<u>20,870円</u>		<u>3,520円</u> <u>21,256円</u>
		5メートル を超え6メ ートル以下 のもの	<u>4,042円</u>	<u>24,429円</u>		<u>4,117円</u> <u>24,881円</u>
	陸 置	6メートル を超え7メ ートル以下 のもの	<u>4,608円</u>	<u>27,895円</u>		<u>4,693円</u> <u>28,412円</u>
		7メートル を超え8メ ートル以下 のもの	<u>5,194円</u>	<u>31,464円</u>		<u>5,290円</u> <u>32,047円</u>
		8メートル を超えるも の	<u>5,194円</u> に8メー トルを超 える1メ	<u>31,464円</u> に8メー トルを超 える1メ		<u>5,290円</u> <u>32,047円</u>

		一トルにつき、 <u>1,625円</u> を加えた額	一トルにつき、 <u>8,763円</u> を加えた額
略		略	

		<u>1,655円</u>	<u>8,925円</u>

備考 略

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種 別	金 額	
揚降施設の利用	揚艇又は降艇 1 回につき <u>648円</u>	
修理庫の利用	1 隻 1 日につき <u>1,296円</u>	
修理ヤードの利用	1 隻 1 日につき <u>2,160円</u>	
駐車場の利用	1 台 1 回 1 日につき <u>600円</u>	
略	略	
船具ロッカー（大）の利用	1 月につき <u>2,592円</u>	
船具ロッカー（小）の利用	1 月につき <u>1,296円</u>	
給油施設の利用	1 月につき <u>162,000円</u>	
略	略	
会議室の利用	午前 9 時から 正午まで	1 室につき <u>2,623円</u>

	<u>660円</u>
	<u>1,320円</u>
	<u>2,200円</u>
	<u>610円</u>
	<u>2,640円</u>
	<u>1,320円</u>
	<u>165,000円</u>
	<u>2,672円</u>

	午後 1 時 30 分 から午後 4 時 30 分まで	1 室につき <u>2,623円</u>			<u>2,672円</u>
	午前 9 時から 午後 5 時まで 以外の時間の 利用	1 室 1 時間に つき <u>895円</u>			<u>912円</u>
事務室の利 用	1 平方メートル 1 月につき <u>1,574円</u>			<u>1,603円</u>	
略	略				
物件の設置	1 物件 1 月につき <u>1,080円</u>			<u>1,100円</u>	
建物以外の 部分の催物 の実施によ る利用	1 平方メートル 1 日につき <u>216円</u>			<u>220円</u>	
業としての 写真（広告 写真を除 く。）の撮 影	1 人 1 日につき <u>1,296円</u>			<u>1,320円</u>	
業としての 広告写真の 撮影	1 日につき <u>43,200円</u>			<u>44,000円</u>	
業としての 映画等の撮 影	1 日につき <u>86,400円</u>			<u>88,000円</u>	

備考 略

(参考 3)

神戸港福利厚生施設神戸ポート

(現 行)

別表 (第7条関係)

(1) 多目的ホール, 会議室及び事務室の使用料

ア 多目的ホールの使用料

施設の 名称	使用料						
	使用時間 使用日	午前 (午 前 9 時か ら正午ま で)	午後 (午 後 1 時か ら午後 5 時まで)	夜間 (午 後 5 時 30 分から午 後 9 時ま で)	午前・午 後 (午前 9 時から 午後 5 時 まで)	午後・夜 間 (午後 1 時から 午後 9 時 まで)	終日 (午 前 9 時か ら午後 9 時まで)
多目的 ホール	平日	<u>27,400円</u>	<u>36,500円</u>	<u>31,900円</u>	<u>57,500円</u>	<u>61,600円</u>	<u>76,600円</u>
	土曜日, 日曜日及 び休日	<u>35,600円</u>	<u>47,500円</u>	<u>41,500円</u>	<u>74,800円</u>	<u>80,100円</u>	<u>99,700円</u>

備考 略

イ 会議室の使用料 (ウに定める場合を除く。)

施設の 名称	使用料							
	面積の概 数 (単位 平方メ ートル)	午前 (午 前 9 時か ら正午ま で)	午後 (午 後 1 時か ら午後 5 時まで)	夜間 (午 後 5 時 30 分から午 後 9 時ま で)	午前・午 後 (午前 9 時から 午後 5 時 まで)	午後・夜 間 (午後 1 時から 午後 9 時 まで)	終日 (午 前 9 時か ら午後 9 時まで)	
会 議 室	401	41	<u>2,300円</u>	<u>3,100円</u>	<u>2,700円</u>	<u>4,900円</u>	<u>5,200円</u>	<u>6,500円</u>
	402	35	<u>2,000円</u>	<u>2,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,200円</u>	<u>4,500円</u>	<u>5,600円</u>
	403	153	<u>8,700円</u>	<u>11,600円</u>	<u>10,200円</u>	<u>18,300円</u>	<u>19,600円</u>	<u>24,400円</u>
	404	71	<u>4,000円</u>	<u>5,400円</u>	<u>4,700円</u>	<u>8,500円</u>	<u>9,100円</u>	<u>11,300円</u>
	405	99	<u>5,600円</u>	<u>7,500円</u>	<u>6,600円</u>	<u>11,800円</u>	<u>12,700円</u>	<u>15,800円</u>

(____は、改正部分を示す。)

(改正案)

		<u>27,900円</u>	<u>37,200円</u>	<u>32,500円</u>	<u>58,600円</u>	<u>62,700円</u>	<u>78,000円</u>
		<u>36,300円</u>	<u>48,400円</u>	<u>42,300円</u>	<u>76,200円</u>	<u>81,600円</u>	<u>101,500円</u>

		<u>2,300円</u>	<u>3,200円</u>	<u>2,800円</u>	<u>5,000円</u>	<u>5,300円</u>	<u>6,600円</u>
		<u>2,000円</u>	<u>2,800円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,300円</u>	<u>4,600円</u>	<u>5,700円</u>
		<u>8,900円</u>	<u>11,800円</u>	<u>10,400円</u>	<u>18,600円</u>	<u>20,000円</u>	<u>24,900円</u>
		<u>4,100円</u>	<u>5,500円</u>	<u>4,800円</u>	<u>8,700円</u>	<u>9,300円</u>	<u>11,500円</u>
		<u>5,700円</u>	<u>7,600円</u>	<u>6,700円</u>	<u>12,000円</u>	<u>12,900円</u>	<u>16,100円</u>

406	51	<u>2,900円</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,400円</u>	<u>6,100円</u>	<u>6,600円</u>	<u>8,200円</u>
501	60	<u>3,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,000円</u>	<u>7,200円</u>	<u>7,700円</u>	<u>9,600円</u>
502	111	<u>6,300円</u>	<u>8,400円</u>	<u>7,400円</u>	<u>13,200円</u>	<u>14,200円</u>	<u>17,700円</u>
503	148	<u>8,400円</u>	<u>11,200円</u>	<u>9,800円</u>	<u>17,600円</u>	<u>18,900円</u>	<u>23,500円</u>

ウ 会議室又は事務室の使用料（使用の期間が1月以上1年以内の場合に限る。） 1平方メートル1月につき3,500円

(2) 附属設備の使用料 1設備1回につき20,000円

(3) 駐車場の使用料

区分	使用料
普通駐車	1台30分につき <u>100円</u> 。この場合において、30分未満の端数が生じたときは、30分として計算する。ただし、最初の30分は、無料とする。
定期駐車	1台1月につき <u>6,810円</u>

		<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>3,500円</u>	<u>6,200円</u>	<u>6,700円</u>	<u>8,400円</u>
		<u>3,500円</u>	<u>4,700円</u>	<u>4,100円</u>	<u>7,300円</u>	<u>7,800円</u>	<u>9,800円</u>
		<u>6,400円</u>	<u>8,600円</u>	<u>7,500円</u>	<u>13,400円</u>	<u>14,500円</u>	<u>18,000円</u>
		<u>8,600円</u>	<u>11,400円</u>	<u>10,000円</u>	<u>17,900円</u>	<u>19,300円</u>	<u>23,900円</u>

3,565円

20,400円

	<u>110円</u>
	<u>6,936円</u>

(参考 4)

神戸市入港料条例 ぬきがき

(____は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入港料の徴収)

第2条 略

2 入港料は, 入港1回につき, 総トン数1トン当たり2円70銭に22銭を加えた額(以下「基本料率」という。)とする。ただし, 外航船舶(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。)にあつては, 入港1回につき, 総トン数1トン当たり2円70銭とし, 内航船舶(国内の港と国内以外の地域の港との間を往来する船舶以外の船舶をいう。)にあつては, 入港1回につき, 総トン数1トン当たり基本料率の2分の1を減じた額とする。

27銭

3 略

(参考 5)

神戸市船舶給水条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(第5条による改正案)

別表 (第7条関係)

給水の種別	料 金		
運搬給水	<p>1 外航船舶</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運搬料</p> <p>ア 基本料金</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) 防波堤外</u></p> <p>a A区域 55,000円</p> <p>b B区域 90,000円</p> <p>c C区域 150,000円</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運搬料</p> <p>ア 基本料金</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) 防波堤外</u></p> <p>a A区域 59,400円</p> <p>b B区域 97,200円</p>		<p><u>(イ) 防波堤外 55,000円</u></p> <p><u>(イ) 防波堤外 59,400円</u></p>

	c C区域 162,000円
	(7) 略
	イ 略
略	略

備考

1 略

2 この表において「A区域」，「B区域」
及び「C区域」とは，神戸港の防波堤外の
港湾区域を，規則で定めるところにより，
3の区域に区分したそれぞれの区域をい
う。

3～9 略

2 この表において「防波堤内」及び「防波
堤外」とは，神戸港の港湾区域を，規則で
定めるところにより，2の区域に区分した
それぞれの区域をいう。

(参考 6)

神戸市船舶給水条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第5条による改正案)

(第6条による改正案)

別表(第7条関係)

給水の種別	料 金		
運搬給水	1 略 2 1以外の船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量30立方メートルまで <u>19,116円</u> イ 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき <u>637円20銭</u> (2) 運搬料 ア 基本料金 (7) <u>防波堤内 32,400円</u> (4) <u>防波堤外 59,400円</u> (5) 港湾区域外 <u>324,000円</u> 。ただし、第1関門、第2関門又は第3関門からの距離が10キロメートルを超える区域については、 <u>324,000円</u> に当該超える距離1キロメートルにつき <u>32,400円</u> を加算した額		<u>19,470円</u> <u>649円</u> <u>防波堤内 33,000円</u> <u>60,500円</u> <u>330,000円</u> <u>330,000円</u> <u>33,000円</u> を

	とする。		
	イ 略		
一般岸 壁給水	<p>1 略</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>ア 基本料</p> <p>(7) 水量30立方メートルまで</p> <p style="text-align: right;"><u>19,116円</u></p> <p>(4) 水量30立方メートルを 超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき</p> <p>き <u>637円20銭</u></p> <p>イ 作業料（時間外並びに深夜及び休日の給水に限る。）</p> <p>(7) 時間外</p> <p>給水時間30分につき</p> <p style="text-align: right;"><u>5,400円</u></p> <p>(4) 深夜及び休日</p> <p>給水時間30分につき</p> <p style="text-align: right;"><u>10,800円</u></p> <p>(2) 第4条の2第2項の承認を受けた者</p> <p>水量1立方メートルにつき</p> <p style="text-align: right;"><u>529円20銭</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>19,470円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>649円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>5,500円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>11,000円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>539円</u></p>
特定岸 壁給水	<p>1 略</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>(1) 1月につき水量30立方メートルまで</p> <p style="text-align: right;"><u>17,820円</u></p>		<u>18,150円</u>

	(2) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき <u>594円</u>		<u>605円</u>
自動販売機給水	水量1立方メートルにつき <u>432円</u>		<u>440円</u>
自用船舶給水	1 略 2 1以外の船舶 水量1立方メートルにつき <u>378円</u>		<u>385円</u>

備考 略

(参考 7)

港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料
及び土砂採取料に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第6条関係)

(1) 占用料

占用の様態	占用料 (1月につき)
略	略

備考

1 1月未満の占用料は、日割りにより
計算する。この場合において、1月は
30日として計算する。

1 第5条第1項の規定による占用の有
効期間 (次項において「占用期間」と
いう。) が1月未満の場合における占
用料は、1月当たりの占用料を日割り
により計算した額に100分の110を乗じ
て得た額とする。この場合において、
1月は30日として計算する。

2 占用期間が1月以上の場合におい
て、当該期間に1月未満の端数がある
ときは、当該1月未満の端数の期間の
占用料は、1月当たりの占用料を日割
りにより計算した額とする。この場合
において、1月は30日として計算す
る。

2 略

3

3 略

4

(2) 土砂採取料

1立方メートルにつき 290円。この場合
において、1立方メートル未満の端数は、
1立方メートルとして計算する。

319円

(参考 8)

神戸空港条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給油作業等の制限)

第8条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、空港内における航空機の給油又は排油を行ってはならない。

(1)～(3) 略

(4) 航空機及び給油装置又は排油装置がそれぞれ電位零以外の地点に接地しているとき。

(5) 略

(6) 略

別表第1 (第19条関係)

区 分	金 額
略	略

備考

1 略

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機以外の航空機にあつては、当該着陸料等の額にそれぞれ100分の108を乗じて得た額を着陸料等の額とする。

3 略

(4)

(5)

100分の110

VI 報 告 事 項

VI 報告事項

1. 消費税率改定に伴う外郭団体自主料金の改定について

(1) 阪神国際港湾株式会社

(改定の主な考え方)

現行の料金に税率改定分(110/108)を乗じ、端数処理を行う。

(2) 神戸航空貨物ターミナル株式会社

(改定の主な考え方)

現行の料金に税率改定分(110/108)を乗じ、端数処理を行う。

[例：上屋 1坪あたり1月につき4,320円を4,400円に変更する。]

(3) 株式会社神戸フェリーセンター

(改定の主な考え方)

現行の料金に税率改定分(110/108)を乗じ、端数処理を行う。

[例：ポートターミナルホール 1日(午前9時から午後5時まで)あたり129,600円を132,000円に変更する。]

(4) 一般社団法人神戸港振興協会

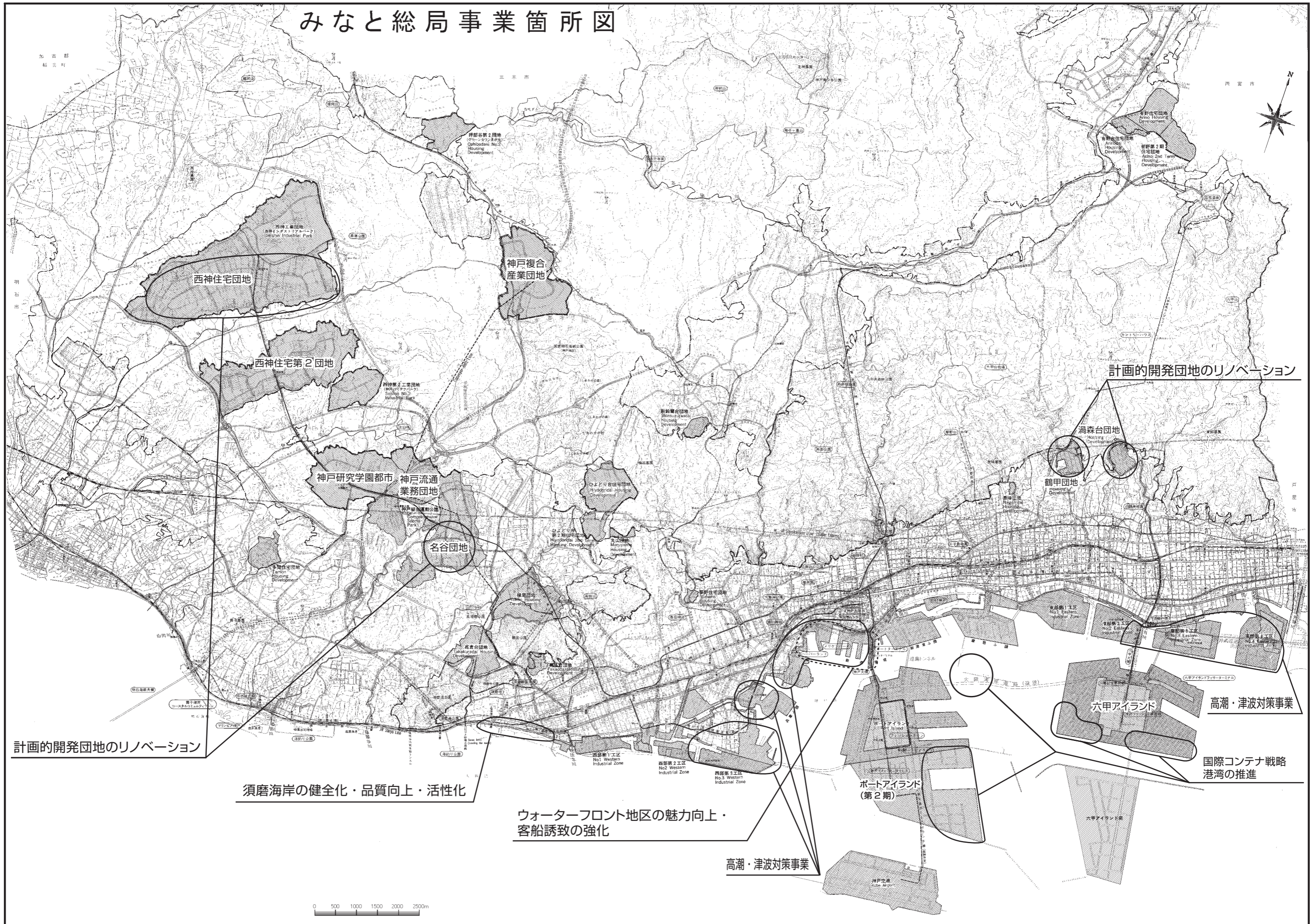
(改定の主な考え方)

現行の料金に税率改定分(110/108)を乗じ、端数処理を行う。

[例：ホール・会議室等1日(午前10時から午後5時まで)あたり、4,320円～38,880円を4,400円～39,600円に変更する。]

※なお、神戸ポートタワー・神戸海洋博物館等の入場料については、リニューアルを控えているため、据え置き。

みなと総局事業箇所図



計画的開発団地のリノベーション

渦森台団地
鶴甲団地

高潮・津波対策事業

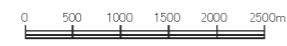
国際コンテナ戦略
港湾の推進

計画的開発団地のリノベーション

須磨海岸の健全化・品質向上・活性化

ウォーターフロント地区の魅力向上・
客船誘致の強化

高潮・津波対策事業





神戸港 - 関西港 ベイ・シャトル

 **SMILE!**
SUMA KAIGAN

須磨海岸を笑顔に。



この冊子は再生紙を使用しています。